

昭和42年12月10日発行 政策資料第106号
昭和38年8月31日 第三種郵便物認可
毎月1回10日発行

106—1967・11.12

政策資料

特集 I／物価・財政危機問題
特集 II／福井国民議会関係資料

日本社会党政策審議会

政策資料

No. 106 1967. 11・12月号

目 次

○特集 I 物価・財政危機問題

- 物価・財政の危機と
社会党の方針 (1)
物価・財政の危機の
現状について (3)

○特集 II 福井国民議会関係資料

- 施政方針演説 (6)
外交方針演説 (8)
財政方針演説 (11)
北陸開発政策 (14)
纖維産業構造改善に
ついての基本政策 (17)

○資料

- 予算闘争の展開に関する方針 (20)
財政硬直化に対する政府の
誤まれる態度について (21)
財政硬直化を理由とする地方
財政・国民生活圧迫に反対
する申入れ (21)
「売上税」に対する党の
態度について (22)
政府の緊急景気対策批判 (25)
西日本干害対策要綱 (26)
富山県イタイイタイ病救済に
関する申入れ (28)

○参考資料(予算問題ヒヤリング要旨)

- 分り易い予算にするための
問題点 (29)
日本経済をめぐる諸問題 (31)

特集 物価・財政危機問題

物価・財政の危機と社会党の方針

(四二・一一・一)

一、政府の物価・財政危機対策

いま問題となつてゐる財政硬直化は、単純に財政上の局部的現象にとどまるものではなく、もつと広汎にわが国経済財政政策の基本に関連した大きな政治問題である。今日の深刻な物価、財政危機は、まさに政府自らが招いたものであり、このことは、四十二年度予算編成にわたりわが党が強く指摘したところである。

しかるに政府は、なんらその責任を反省するところなく、宮沢構想に示されるように泥縄式の応急措置で表面をつくろうとしているにすぎず、財政硬直化を口実として、地方財政を圧迫し、売上税の創設、たばこ、酒の増税など国民大衆に負担を転換することによって国民生活へのしわよせを強め、所得政策への方向を進めることによつて、危機を乗り切ろうとしている。

二、財政硬直化問題の本質

(1) 今日の財政硬直化は、直接には、安易なフィスカル・ポリシーによる公債発行が現実に行き詰り状態に陥つたことにある。政府の野放団な放漫財政は、高度成長時代には莫大な税の自然増収に恵まれたが、高度成長時代が終るとともに、公債発行を予算に恒常的に組みこむことによって收支の均衡をはかつてきた。しかし公債

発行は、たとえば国債の値下りにあらわれているよう非常な困難に直面しているため、大量の公債発行を前提とした政府の予算編成の前途に重大な危機を招くに至つたのである。

(2) 財政硬直化のもう一つの側面は、物価対策の行き詰りである。佐藤内閣組閣以来の物価政策が完全な失敗に終り、物価の上昇が国民生活を圧迫し、財政膨脹に拍車をかけ、ついに財政非常措置をもつて公共料金等の値上げストップを

— 1 —

行なわなければ、物価の暴騰を抑ええないといふ危機の段階に直面し、公共料金の値上げをストップすれば、その赤字をうめるために財政支出を増大せしめ、硬直化をますます深めるという矛盾を深めている。

(3) さらに歳入面では、大企業、高額資産所得者に税の優遇措置をとり、税の不公平を拡大し、税収を圧迫し、歳入面からも硬直化をひきおこしている。

三、価物、財政硬直化問題に

対処する方向

政府は、当然増経費が増大し、新規財源がなくなつたことが財政硬直化であるとの立場をとり、地方財政へのしわよせと、大衆犠牲により危機の乗り切りを策しているが、わが党は、ただちにこの立場を容認できない。

財政硬直化問題とは、たんなる財源難の問題

ではなく、公債政策の行き詰りと物価政策の破綻による物価、財政危機を、どう打開するかといふことである。そのため、わが党は、政府が財政硬直化を口実に地方財政や国民生活にしわよせすることに反対し、大衆の生活向上を前提とした方向で経済財政政策を転換することを要求する。現在硬直化の理由とされている諸項目の予算にしめる割合は、諸外国にくらべても必ずしも高いとはいはず、財政運営の失敗をごまかし、急速にふくれ上る公共事業費の増大など大資本中心の予算編成の本質を国民の目からかくそうとしているにすぎない。

(1) 財政金融の総合的計画化

政府の経済社会発展計画およびこれに関連する各種の長期計画を根本的に再検討すべきである。わが党は大資本優先、国民生活破壊の高度成長政策の批判の上に、国民生活の向上と長期安定成長を前提とした中期経済財政計画を策定し、政府、民間を通じての総合的な資金計画のもとづいて投資の計画化をはかる。とくに総合資金計画のなかで、民間企業の投資規制等をはることにより、資金の効率的活用を強める。こうした総合的な政策の上にたって国債は原則として削減する。とくに財政投融資計画の活用方法を改め、その重点を農業・中小企業の近代化、住宅、生活環境整備、各種国・公営企業の経営改善にむける。

(2) 公共料金二年ストップで物価の安定

すべての物価上昇のきっかけをつくっている公共料金の値上げ抑制につとめ、公共料金の値上げは最低限二年間ストップの調整期間を設け、その間に抜本的な対策を実施する。そのためさしあたり国民生活に直接大きな影響を与える公的企業にたいしては、一般会計からの支出財投からの低利、長期の融資をおこなう。

総合地価対策を推進し、地価上上がりの公共事業等へのね返りを除去する。このなかで土地譲渡所得課税等を根本的に検討する。消費者米価上昇を見込んだ予算編成に反対し、食管会計を基本的に堅持するとともに、食管会計を洗い直し、食管会計の合理化、一般経費の節減（金利、流通経費、保管料）集荷販売方式の適正化（出荷時期調整）等をはかる。

(3) 行政機構の改革と既定経費の洗い直し

行政機構の改革を推進し、行政の無駄を排除して機能的運営を確保し、行政サービスの向上をはかるとともに、人事院勧告の完全実施を行なう。

既定経費について

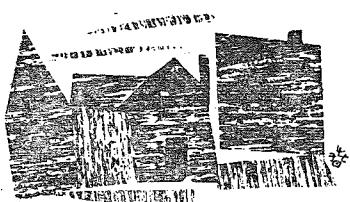
既定経費については、根本的に洗いなおし、再点検を行なって安易な公共事業の膨脹をおさえ、補助金制度の改革による零細補助金の整理統合など予算の効率的運用を行なう。三次防計画の中止および防衛費の削減、公安関係費の削減などを行なうとともに、对外援助費は、国会への報告を義務づけるなど海外経済協力の方を改める。また、農地報償等の交付公債のく

りのべを行なう。これらにより、社会保障費等の増額をはかる。

(4) 税制の改革

税制を改革し、大企業、高額資産所得者への税の優遇措置を廃止し、法人税に法人利潤税の導入、広告費に対する課税、交際費、政治献金課税の強化などにより財源を確保する。また、売上税の創税、たばこ、酒の増税等間接税増徴の方向を排し、大衆所得減税をおこない、税の不公平をなくす。

以上の政策を実行することにより、財源的には、地方財政や国民生活にしわよせすることは、財政硬直化を打開することは可能である。政府は、四十三年度予算編成にあたっては、右の政策を断行すべきである。



物価・財政の危機の現状について

財政硬直化問題の本質

(四二・一一・一)

日本社会党政策審議会

一、財政硬直化問題の背景と真意

いま問題となっている財政硬直化は、長きにわたる放漫財政の必然的な結果として、年々その度が強まり、いまやそれが限界点に達したといふことであるが、しかしこれは単純に財政上の局部的現象にとどまるものではなく、もつと廣汎にわが国経済政策の基本に関連した大きな政治問題である。

わが国の予算編成の方法は、①前年度予算の上に、経費の当然増と新規政策費を積み上げるだけで、②既定経費の削減をほとんど行なわない上に、③プレシニア・グループの圧力や選挙政策などで、後年度の膨大な財政負担を顧みることなく、初年度に頭だけを出しておくというやり方が常套手段となつていて、経費膨脹の速度がきわめて高い。④しかもその上年率6%をこえる物価の上昇が、さらに経費膨脹に拍車をかけている。

このようにして、昭和三十六年度から四十二年度までの期間における当初予算ベースでの一般会計予算の伸び率は、年平均一七・八%とい

う異常な高率を示している。

このような野放図な放漫財政は、莫大な租税の自然増収に恵まれた高度成長時代には、それでよかつたが、高度成長時代が終わるとともに、税収の伸びが鈍化していくに従つて、次第に歳入の増加が歳出の増加に及ばなくなつてしまつた。すなわちこのような歳入の不足は、四十年度二、五九〇億円（補正予算の赤字公債発行額）、四十一年度七、三〇〇億円（当初予算の建設公債発行額）、四十二年度八、〇〇〇億円（当初予算の建設公債発行額）と、逐年増大の一途をたどつた。公債政策が導入されたのは、すなわちこのためであり、そして、歳入の不足を公債発行で穴埋めすることによって、収支の均衡を図るという点では、赤字公債であると、建設公債であろうと、その間になんの違ひもないのである。

従つて、今までのやり方でゆけば、少なくとも今後数年間は、好況不況に関係なく、かなり大量の公債を発行することなしには、予算編成ができないことは自明であろう。いまかりにあわ

今後数年間における歳出の増加率を一五%とみれば、租税の増加率をきわめて大き目に一七%と見込んで、なおかつ毎年一〇%程度公債発行額を増加していかなければ、収支の均衡を図ることができない。このことは簡単な算術計算できわめて明らかな事実であるが、経済社会発展計画が、その最終年度である四十六年度における国債発行額を一兆一千億ないし一兆二十億と暗に想定しているのも、また、水田藏相が、国会答弁で、公債依存度は、今後漸減していくが、公債発行額は、必ずしも減っていくわけではないと言明しているのも、いずれもこの事実を裏書きしているのである。

ところが、公債発行は、いまや非常な困難に直面していること、周知の通りである。もともと財政当局としては、公債の市中消化については、いまだかつて危惧の念をもつたことがなかつたのであるが、所期に反し、公債の発行が現実に行き詰り状態に陥つたとすれば、大量の公債発行によってのみはじめて可能な予算編成の前途に対して、深刻な危機感を抱くのは、当然であろう。

二、四十四年度に財政の重大危機

予算編成が眞に困難となるのは、しかし、来年度ではない。来年度は今まで通りに予算を編成することは、そう困難ではあるまい。しかし、このままで推移して行つて、さ来年度いよいよ予算の編成が不可能となつた時、急にあわ

た火を見るよりも明らかである。従つて、このような財政の完全な破産を避けるためには、なんとしても、来年度中になんらかの手を打つ必要があるというのが、現在財政硬直化打開の必要が強調されている最も大きな理由なのである。換言すれば、公債政策が行き詰つて、公債を必要なだけ発行できないとすれば、財政の膨脹をおさえるほかはなく、そのためには、なんらの方法で、財政の硬直性を打破する以外にならない、さもなくば、公債の日銀ひきうけに追い込まれて、本格的な財政インフレに突入せざるえない、というのが、この問題の本質である。

三、物価政策の行き詰りと財政硬直化

財政硬直化問題のいま一つの側面は、物価対策の行き詰りである。佐藤首相は、組閣以来、物価問題が佐藤内閣の最も重要な課題であり、政府はこの問題の解決のために格段の努力をす

電話料金その他の公共料金の値上げを抑制しなければならず、それにはどうしても財政上の措置が必要となる。しかも差当りは公共料金の一年間値上げストップというような緊急措置をとるしかないとしても、三十九年度の前例にみると、値上げストップを解除したとたんに反動がくることを避けるため、来年度中に恒久的な対策の方向を確立しなければならぬとすれば、それは勢い財政の基本に触れるをえない。物価担当官庁から、財政全般にわたるといわゆる宮沢構想が打ち出されたのは、つまり、佐藤内閣組閣以来の物価政策が完全な失敗に終つて、ついに財政非常措置をもつて公共料金等の値上げストップを行なわなければ、物価の暴騰を抑ええないという最後の段階にきたわけである。

四、所得政策導入の可能性

しかしながらこうようななみ縄式の応急措置で物価問題の解決を図ることが不可能なことはもとよりいうまでもなく、当然次に来るものがあるはずである。宮沢長官は、同官長の構想が、各方面で所得政策への地ならしと受け取られていることについて、それは長官の本意でないとして、いくつかの理由を挙げて、所得政策はわが国では時間尚早であると語っている。しかし宮沢構想そのものは、全く四十三年度一年間に限った財政上の緊急対策であり、所得政策でないことは明らかであるとしても、将来を含めて所得政策を全く考えていないとはいいけれまい。

すなわち、経済社会発展計画によると、計画期間中の物価政策の適用については、計画の前半期においては、早期に価格抑制効果が現われるよう対策に重きをおくが、後半においては、より恒久的な物価安定の基礎条件を整えるため各種の構造を促進するものとし、その一つとして「経済全体としての生産性と賃金・所得の均衡のとれた上昇」を挙げている。後者はいうまでもなく所得政策であつて、これを前提として、最終年度の消費者物価上昇率3%という目標が設定されているのである。

従つて宮沢構想は、当面直接に所得政策を導入したものではないとしても、少なくとも長期的には、所得政策導入の素地となる可能性の強いものであるといわざるをえない。まして、福田自民幹事長の物価と賃金の悪循環論や、前田日経連専務理事の「ガイドィング・ライト」に関する提案等が、明らかに所得政策を志向しつつあるような状況の下では、なおさらである。

五、政府の物価、財政危機対策とそれに対する決策の必要

以上述べたように、いまいわれている財政硬直化の問題は、要するに、公債政策の行き詰りと物価政策の破綻が、唯一の出路を財政に求めたために、長きにわたる放漫財政の積弊である財政硬直化の壁に真向から衝突したという経済財政にわたるきわめて基本的なかつ高度に政治的な問題である。そして現状のままで推移する

と、従来の次元におけるいわゆる予算の編成が不可能になるかもしれないといふ深刻な危機感は、最近における西ドイツの苦い経験を顧みることによつて、さらに一層拍車をかけられているのである。

すなわち、わが国と相並んで驚異的な高度成長を誇った西ドイツでは、経済過熱に対し、財政の硬直化をそのままにして、金融政策一本やりで、強力な引き締め措置を続けたため、民間設備投資が極度に沈滞し、一九六六年（昭和四一年）から深刻な不況に陥つた。この不況による収税の鈍化や公債政策の行き詰り等のため、一九六七年度（四二年度）の予算編成は難航を極めた。そしてこの予算編成が大きな原因となつて、昨年十一月、ニアハルト政権は退陣のやむなきに至り、その後を受けたキーリンカーポークは、従来の野党たる社会民主党との連立内閣の形でようやく成立をみたのである。

このように財政の硬直化が内閣を倒壊に導いた実例が間近かにあるわけであつて、最近の財政危機キヤンペーンに必ず西ドイツの実例が引き合い出されるのも、一つにはいかに事態が重大であるかを端的に納得させるために最も効果的だからであろう。いま一つは、やはり西ドイツがとつた財政硬直化の打開策を参考にするためであることはいうまでもない。

キーリンカーポークがとつた新財政政策は、本年六月に成立した「経済安定成長法」に盛り込

まれているのであるが、それは要約すれば、中央地方を通ずる財政政策を一体化し、これについて情勢に応じて財政を景気調整的に運用できる態勢を整えるとともに、中期財政計画を策定し、長期的な視野に立つて、財政の健全化を進めることとしているのである。

連邦政府当局は、すでに経済安定成長法に基いて、七月に中期財政計画（一九六七～一九七年）を策定したが、この中期財政計画では計画期間において大幅な増税と消費的支出を中心とする歳出の削減によって財政收支の改善を図り、公債発行額の約70億マルクから、一九六七年度には10億マルクに圧縮していくというきわめて厳しい方向を打ち出している。

西ドイツの後を追つて、いまや日本が財政の運営に誤りを繰り返した結果を深く反省して、財政を建て直すべき時間に当面しているわけである。西ドイツとわが国では、国情も違うし、財政制度も異なるが、それにしても、なおかつ西ドイツの先例には、学ぶべく多くのものがあることを否定するわけにはいかない。ただ、西ドイツの新らしい財政政策は、キリスト教民主同盟と社会民主党との連立内閣によって打ち出されたものであるが、わが国の事情は、それとは全く異なる。従つて、わが国における財政硬直化の打開策なし新財政政策の樹立に当つては、政府案に対するわれわれ野党の対案が、ぜひとも必要不可欠なのである。

特集 福井国民議会関係資料

首席政見演説

(四二・一一・四)

こんにち、わが国民の生活にとって最大の問題は、いわゆる高度経済成長という自民党政府の誤った政策のもとで日々進行しているインフレ、物価上昇をどう解決するかという問題であり、また大企業のみ栄えて中小企業や農漁村がないがしろにされている状況のもとで、働く数千万の労働者、農漁民とその家族の生活の悩みをどう解決していくか、という問題であります。

一見はなやかな消費ブームのかげに拡大している深刻な国民生活の悩みを国民の側にたつて解決することこそ、こんにち社会党に課せられた緊急課題であると確信します。

わが日本社会党は、インフレと物価上昇の根本原因は自民党政府の政治姿勢そのものにあることを貫して主張して参りましたが、その第一は、「高度成長には若干の物価騰貴は止むを得ない」という誤った考え方であると思います。この考え方にもとづいて無政府的な民間設備投資を放置してきたばかりでなく、公債発行を中心とした財政金融政策によって、インフレを常に助長してきました。ところに物価騰貴の基本的な原因があつたのであります。

第二の大きな原因是、わずか数社の大企業やそのグループが消費者の利益を考慮せず、一方的に価格や料金を維持したり引き上げてきたことあります。歴代の自民党内閣は、この事態にたいしても放任の態度をとつていたばかりでなく、独占禁止法を常に骨抜きにしようとしたり、いろいろの行政上の措置で助長する政策さえとつてきました。

また急激な大企業中心の構造変動に中小企業、農漁業、サービス業等がいちじるしく立ち遅れていますが、この責任は、これら産業の近代化、共同化を怠つてきた政府、自民党的な施策にこそ求められなければなりません。

わが党は、この春いらい公共料金の二年間値上げストップを政府に要求し、この間に国債の削減、計画的な資金コントロール等の施策を含む財政金融政策の調整、独占価格、管理価格の規制、中小企業、農業等立ち遅れた部門との生産性格差の是正等の施策をおこない、総合的に物価安定の措置を講ずるよう主張してきています。しかるに、佐藤内閣はこの春いらいみずから

の民間設備投資競争をあおり、その行き過ぎた景気政策の影響が各種物価のいっせいの値上がりとなつて庶民の家計を圧迫しております。

しかも景気過熱から国際収支の悪化をもたらす苦しきさせ、公共事業を繰り延べて国民生活に緊急不可欠の公営住宅建設や災害対策事業を中止させているのであります。この政治を「人間軽視の政治」といわなくて何であります。

さらに、対岸貿易をギセイにしたアメリカ一辺倒の経済政策と野放しの民間設備投資は、また太平洋ベルト地帯を中心にして激かつ無計画な資本・人口の集中と都市化を促進し、農村と都市の格差をいちじるしく拡大しました。

この結果、福井県でも兼業農家がいちじるしくふえ、農家経営は年々くるしくなっています。一方、都市生活には住宅難、交通難、公害等のさまざまな環境の悪化がつきまとっています。こうした農村、都市を通じたさまざま問題に対しても、今回の福井国民議会で発表される北陸開発政策要綱にも示されておりますように、対岸貿易の振興、産業の適正配置、農漁村の近代化、新しい都市開発、そしてこれらの経済政策と一体となつた社会保障制度の拡充等が総合的な計画に立つておしすすめられなければなりません。

自民党内閣の独占企業中心の経済政策は、外にむかってはアメリカのアジア戦略と協力して反共外交の展開、国内では繊維産業構造改善にみられ

るごとく中小零細企業の切り捨て政策が推進されています。

佐藤総理の韓国、台湾、南ベトナム等への訪問や東南アジア諸国への援助、借款のバラ撒きは、近くおこなわれる佐藤総理のアメリカ訪問に集約されようとしています。日本国民の切なる願望である沖縄、小笠原の返還問題も、アジアの安全保障問題にすりかえられようとしていることもわざわざめて重大であります。佐藤内閣のこうした政策は、世界人類の恒久平和を念願する国連憲章ならばに日本国憲法の精神に反するものであります。

社会党は、積極中立の立場を貫いて、ソ連、中国との平和条約を締結し、アジアにおける友好不可侵の体制を確立すると同時に、沖縄、小笠原の全面返還と北方領土問題の解決にあたらんとするものであります。

佐藤内閣の最近のいちじるしい反動化についても注目しなければなりません。自民党佐藤内閣は、勤労諸階層の内外政策にたいするきびしい批判にたいし、行政権を濫用して国民の政治活動の自由を制限し、みずから支配基盤を固めるのに躍起となつております。国会周辺での正当な請願行動や示威にたいして裁判所の決定を再度くつがえした総理大臣の異議権の発動はその好例であります。

議会内におけるたび重なる単独裁決、多数を擁しての政治資金規制法案の審議サボタージュ、野党の壊滅をねらう小選挙区制実現のための陰謀な

どは直接間接の民主主義政治破壊の態度といわなければなりません。

しかも、以上のような人間軽視、平和と民主主義じゅうりんの方向を正当化するため、佐藤内閣は教育の中央集権化を強化し教育、マス・コミの場を通じて新しい国家主義の思想を国民に吹きこもうとしております。

これらの政策のおもむくところは、國民主権、反戦平和国民基本権の保障を明確に規定した現行憲法の改悪であります。いかに美辞麗句を連ねようとも、佐藤内閣の意図するところは、憲法を改悪して福祉国家や公共福祉の美名のもとに国民基本権を制限して徴兵制その他国家奉仕の義務をおしつけ自衛隊の海外派兵への道を開くことであります。

このように、いま日本の政治経済社会文化のあらゆる面で進行しつつある憂うべき事態の本質は何でしょうか。いうまでもなく、それは日本の一部の反動的な支配層が外にあってアメリカとの同盟関係をテコにして極東アジアでの盟主的地位をどうとしていることに他なりません。

既に国民党に対する批判は現われてきました。一月の総選挙において国民党への投票率は四八%と、過半数を割りました。この傾向は急速度に進むものと思われるのであります。

従つて私はここで諸君から、社会党の政治姿勢は何か、と問われるならば、

「自民党内閣の国民党不在の政治の中で苦しんでいる諸君に対して」

國民と共に苦しみながら、國民と共に楽しむために、

自民党佐藤内閣を打倒し、社会党政権を打ち樹てよう。そして、未来の進歩に向つて諸君と共に前進しよう。

と、お答えしたいのであります。

したがつて、そこには資本の利潤があつて国民の生活がありません。権力があつて民主主義があつて過去への反動があつて未来への進歩がないのです。

× × ×

外交方針演説

福井国民議会の開催にあたり、私は社会党政権の外交方針を明らかにし、皆さんのご理解とご賛同をお願いする次第であります。

現在佐藤内閣は、韓国、台湾、南ベトナムを中心とする東南アジア諸国ならびに大洋州の訪問を終え、その「成果」にたつて今月十二日に渡米し、二度目の佐藤・ジョンソン会談に臨もうとしているのであります。私がいうまでもなく、佐藤首相のこれら一連の外遊は、アメリカのベトナム侵略戦争への協力であり、また中国封じこめをめざすアジア反共諸国へのテコ入れにはかならないのであります。それは、アメリカのアジア・太平洋核戦略体制に、日本をくみいれ、それに積極的に加担させることであり、さらに自らも、反共アジア戦略体制の盟主をめざして「アジア・太平洋圏」外交を展開しているのであります。

昨今のアジア情勢は、アメリカのベトナム侵略戦争がますます拡大され、再びアジア全体に戦火がひろがりかねない緊迫した事態にたちいっているのであります。アメリカは、南ベトナムにおいて、すでに四十七万人の地上戦闘部隊を投入し、ベトナム民主共和国に対しては、B52を中心にして、ゆうたん爆撃によって「皆殺し」作戦を展開しているのであります。その北爆は最近では、中国の

領空、領海の侵犯にまで発展し、この挑発行為によつて米中間の対決が一触即発の危険を深めてゐるのであります。ベトナム戦争は、アメリカがどのような口実をつくろうとも、ジュネーブ協定をじゅうりんしたアメリカの侵略政策に原因しているのであります。したがいまして、その責任はあげてアメリカにあるのであり、まさにアメリカは戦争犯罪人として告発されるべきであります。

現在開催されております第二十二回国連総会におきましても、一〇九カ国的一般演説のうち、アメリカの侵略戦争を支持している国は、オーストラリア、ニュージーランド、フィリピン、タイ、台湾、の五カ国にすぎず、これらの国々はベトナム参戦国であります。これ以外の圧倒的な国々がアメリカの侵略戦争を非難し、あるいは北爆停止によるベトナム和平をもとめているのであります。

またさる十月二十一日のベトナム反戦国際統一行動日にはアメリカ国内においても大規模なデモによって侵略戦争反対が叫ばれ、ヨーロッパ諸国においても、アメリカ大使館に対する抗議行動が展開されたことは、記憶に新しいのであります。

このように全世界においてベトナム侵略戦争が糾弾され、かつアジアの一国であるベトナムが外國から侵略され、国土が破壊され、多くの善良な

人々が血にまみれているとき、同じアジアの一員として日本の果たすべき役割は、アメリカに追随して侵略と戦争政策を擁護することではなく、アメリカの侵略をやめさせ、一日も早くベトナムに平和を回復することであるはずであります。日本の労働者をはじめ、国民は、こそつてこのためたちあがつてお、先般のベトナム反戦国際統一行動日には、全国で百五十万の人々が抗議の意思表示を行なつたのであります。

しかるに佐藤内閣は、世界と日本の世論に背をむけ、アメリカのベトナム侵略戦争に協力して、沖縄をはじめとする在日米軍基地を自由に使用させ、日本を侵略戦争の前進作戦基地にさせているのであります。また日本において武器や軍需物資を生産して、これを補給し、かつまた国民世論を無視して南ベトナム訪問を強行し、名実ともに参戦国の立場を深めているのであります。佐藤内閣は、こうした侵略戦争への協力をより強固なものとするために、日米安保条約の長期固定化を軸として、アジア全域を対象とする軍事同盟の結成を促進しているのであります。ソウルにおける日米韓台首脳会議、アジア・太平洋閣僚会議はその萌芽であるといわなければなりません。さらに見逃せないことは、アメリカのアジア反共戦略に協力しつつ、東南アジア諸国に対する経済支配をつよめようとしていることであります。すでに佐藤内閣が主導した反共国家を中心とする東南アジア開発閣僚会議、アジア開発銀行、インドネシア債権

国會議などは、そのことを明白に物語るものあります。このようなアジア反共外交の他面においては、中国・朝鮮民主主義人民共和国、ベトナム民主共和国などの社会主義諸国を敵視し、挑発をつづけ、アメリカの共産圏封じ込め政策に全面的な協力を行なっているのであります。さらにカンボジア、パキスタンなど中立政策をとるアジア諸国に対しても、経済援助はもちろんのこと、全く非友好的態度で終始しているのであります。

こうした対外政策と併行して、国内的には、二兆三千四百億円に達する第三次防衛計画を強行し、自衛隊の核武装化を急いでいるのであります。また国民の総意である沖縄の全面返還には耳をかきず、米軍核基地の永久化を容認して、アメリカの太平洋戦略における「かなめ石」としての役割を維持しようとしているのであります。そればかりでなく、佐世保、横須賀をアメリカの原子力潜水艦の恒久基地化させようとしており、かつベトナム侵略戦争の主力であるB-52の配備すら認めようとしており、まさに日本全土が沖縄化する様相を深めているのであります。加えて、三次防乗じた軍事産業の育成によって、日本経済の軍事化を促進しており、政治的には、小選挙区制の強行によって、自民党的絶対多数を実現し保守反動政治の長期化をはかるうとしているのであります。

このように佐藤内閣の外交政策は、国内的には軍国主義化、反動化をすすめ、それを基礎に、対

外的には日米安保条約を軸とする膨張主義と戦争協力によって、危険拡大外交を開拓しているのであります。これは日本の「いつかきた道」であり、日本国民は断じて選ぶところではないのであります。

日本国憲法は、諸国民の信義に依拠し、國際平和を誠実に追究することを明示しておりますが、日本外交のあり方は、まさにこの憲法の精神を忠実に実践することであり、それは日本社会党が主張する非武装・積極中立の外交をおいて以外にないと確信しております。現在の世界が、それぞれ社会制度、政治制度を異にする二つの陣営に分かれ、相互に軍事同盟をもつて対立しているとき、世界の平和維持と諸国民の共存に日本が貢献する道は、平和憲法にそつて自ら武装せず、いずれの軍事同盟にも参加せず、平和五原則の基調にたつて、世界諸国民との友好を促進し、積極的に和平を追究することであります。つぎにその方向を具体的に述べたいと思います。

第一に社会党政権が、積極中立の原則にたつて、平和と友好の外交を開拓する基本は、一つは非武装中立であり、他の一つは反帝、反植民地の立場からの平和経済外交をおしすめることであります。そのためには、まず日本自らが外国の支配と干渉を排除して、自主独立を確立しなければなりません。いうまでもなくそれは、沖縄、小笠原の即時無条件全面返還を堂々とアメリカに要求し、また国連その他の国際会議においてアメリカの不法占領を糾弾すべきであり、そうした国際世論を背景に、一日も早く沖縄の軍事基地を撤去し、全面返還を実現するよう努力すべきであります。

沖縄・小笠原の返還については、アメリカに対して何ら発言できない佐藤内閣が、北方領土につ

いてはきわめて積極的であります。しかし日本は吉田内閣時に、平和条約第二条において北方領土の放棄を承認しており、ソ連に返還を要求する根拠はないのであります。しかしながら北方領土は日本の固有の領土でありますから、社会党政権は、まず安保条約を破棄し、ソ連に敵対する一切のアメリカ軍隊、軍事基地を撤去し、極東アジア平和的環境を確保し、日本の平和国家としての進路を明らかにして、その基礎の上に対ソ交渉を行ない、北方領土の譲渡を実現する方針であります。

第二は、今日アジアにおいてもつとも緊急に解決を要求されているベトナム戦争終結の問題であります。現在ベトナムは南北に二分され戦火のなかにあります。すでに一九五四年のジュネーブ協定によつて、ベトナムの平和と南北の統一が明確に保障されていたのであります。これを実現するためには、南北に二分された軍事基地の撤去を規定し、武器の搬入も禁止しておられます。しかるにアメリカは、このジュネーブ協定をふみにじり、侵略戦争を拡大しているのであります。ベトナム人民にとつてはまさに民族解放と愛国正義の戦争であります。佐藤内閣はこの侵略戦争に全面的に協力しているのであります。社会党政権は、そのような戦争と反動の外交をやめ、アメリカの北爆を即時に停止させ、一切の軍隊と軍事基地を撤去させ、ジュネーブ協定にそつて、ベトナムの平和と南北の統一を促進す

る平和外交を展開いたします。そのためには、アメリカに日本の領土を使用させず、日本から武器や軍需物資の供給を断ちきることが、当面必要なことであると考えております。

ベトナムと同様に、朝鮮の南北分断もアジアの緊張をつよめ、平和を妨げる大きな要因になつております。一昨年佐藤内閣は、アメリカに追随して韓国の朴ファッショ政権を唯一の政権とする立場から「日韓条約」を締結し、また本年七月には、日本の首相として初めて韓国を訪問し、日米韓台首脳会議に臨み、東北アジア軍事同盟を画策しております。また朴政権の弾圧によって、在日朝鮮人の帰還協定をうちきらうとしていますが、これはまさに人道にももとるものであります。いうまでもなく「減共北進」の朴政権を支持することとは、南北朝鮮の平和的統一をますます遠ざけることであり、アメリカの東北アジアにおける侵略政策に加担するものであります。南北朝鮮の自主的平和統一を実現する道は、民族自決の原則にたつて、まず南朝鮮からアメリカ軍を撤去させ、政治制度を含む内政問題は、朝鮮人民の自主的選択によるものであります。日本の平和外交がとるべき道は、朝鮮人民に対する外国の干渉を排除し、眞の友好関係を促進し、それによって南北朝鮮の平和的統一に貢献することであります。

第三は、日中の国交を回復することであり、両国間の友好関係を発展させることが、アジアの平和確保に直結するという課題であります。佐藤内

閣は、アメリカの中国封じ込め政策に加担して、七億の中国人民を無視し、台湾政府を中国を代表する唯一の合法政権とみなし、日台条約を締結し、去る九月には台湾訪問を行ない、中国敵視政策をつよめています。しかしながら、台湾は中國の不可分の領土の一部であり、中国は一つであります。したがいまして日台条約や台湾訪問は、明らかに中国に対する内政干渉であります。同時に日中間においては、国際法的にはいまなお戦争状態であり、このような不条理は断じて許すことができません。社会党政権は、中国は一つであるという立場にたつて日台条約を破棄し、中華人民共和国と国交を結び、平和条約を締結いたします。併せてアジア、アフリカ諸国と協力して国連における中国の正当な代表権の復活に努力いたします。また二つの中国論などあらゆる陰謀と中国敵視対策を打破し、平和五原則と互恵平等の立場から、日中両国間の友好関係を全面的に発展させます。いうまでもなく、日中国交回復の実現は、両国人民の友好関係の発展に展望をもたらすだけでなく、アジアの平和の確保に重要な役割を果たすであろうことは言をまたないのであります。

第四に、日本は世界において、原水爆の被害をうけた唯一の国民であり、今日核兵器が人類の生存を脅かすほどに発達した事態のなかで、被爆体験を有力な武器として、原水爆実験の完全禁止とその廃棄、全面完全軍縮を達成するために、指導的な役割が課せられているといわなければなり

ません。しかるに佐藤内閣は、アメリカの核の傘の下で核武装化をはからうとしており、被爆体験国としての歴史的任務を忘却し、まさに加害国の立場に立とうとしております。これはまさに日本と世界の平和に逆行するものであります。日本は、原水爆の体験を教訓として、世界にさきがけて、日本自らが非核武装宣言を行ない、新しい時代の先駆者の役割を果たすべきであります。そしてこれを基礎として、アジア、太平洋地域の非核武装地帯の設置に努力する必要があります。現在開かれている国連総会に対し、国連事務総長は、核兵器の脅威と無駄を訴え、核兵器罪悪白書を報告しました。またジュネーブの一八カ国軍縮委員会においては核拡散防止条約が審議されております。真にこの地上から核の脅威を一掃するためには、まず中国、フランスが参加できうる国際政治環境をつくりあげることであり、また、条約内容に核保有国の義務として核兵器の実験、生産、貯蔵、使用などの全般的禁止と完全廃棄の方に向づけが明確になされなければなりません。さらに併せて全面完全軍縮の達成に努力すべきであります。

最後に、社会党政権は、アジアと世界の平和を確保する努力のなかで、日本の平和と安全を達成する道を選択していることであります。佐藤内閣は平和憲法を破壊し、自ら軍国主義を復活させ、アメリカに追随して他国に敵対し、侵略戦争に担当しておりますが、これでは日本とアジアの平和

自民党佐藤内閣の政治の積年の弊害は、いま首席演説でも述べられましたように、まさに、保守政治が国民生活との対話を喪失し、人間をむしばんでいることであります。戦後二十年、保守党政権の人間軽視の政治が、平和と民主主義、生活の向上を求める国民のねがいを無視して進められ、政治、経済、社会のあらゆる分野において矛盾を

財政経済演説

深めてきたのであります。

国民生活におきましても、表面はなやかな消費ブームをうたわれながら、そのかげで、国民大衆はインフレと物価騰貴に苦しみ、資本の自由化、産業の再編成の進行とあいまつて、中小企業の倒産、農漁民層の生活苦はいよいよ深刻なものとなつております。同時に、各種の格差、大企業と中

れに對抗する中ソ、ソ鮮、中朝相互援助条約の対日条項の削除を要求し、こうしてアジアの軍事的対立を解消するとともに、中ソ米をふくむ関係諸國と不可侵条約を締結し、日本の中立と安全を保障する平和保障体制をつくりあげていく決意であります。同時に現在大国に左右されている国連の機能を本来の姿にもどし、眞に諸国民の平和と安寧を維持する世界の普遍的な平和機構としての役割が果たせるよういつそう努力する所存であります。社会党政権のこの平和外交の道は、すでに数次にわたる中国、ソ連への大使節団によつて確認されており、日本の平和と安全の保障、アジアの平和確保について明るい展望がひらけているのであります。このような平和外交を展開してこそ、日本は世界の諸国民の信頼をかちとり、平和憲法の指向する「国際社会において名譽ある地位」を築くことができると確信するものであります。

小企業、都市と農村、所得—資産—産業—地域を通じて格差を拡大させ、入学難、試験地獄、犯罪の激増という社会悪を増大させています。これらの矛盾や生活苦は、これまでの自民党政府の政治が、国民の幸福につながらるものであることを明らかにしていると同時に、たんに自民党政府の政策の失敗ではなく、自民党政府の資本家的性格からくる本質的な政治悪の結果であるといわなければなりません。

社会党政権が政策を行なうにあたって最初にとりあげなければならないのは、このような自民党政府の残したものるの遺産であるヒズミや混乱を取りのぞき、物価値上がりをおさえ、あらゆる格差や不公平を一掃することによって自民党政府のつくり上げた政治の害悪を大そうじする必要があるということです。いわば、社会主義政策を行なわなければならぬとの政策を行なわなければならぬと考えております。

この社会党政権の政策の詳細につきましては、「明日への期待」のなかで明らかにいたしておるところであります。私どもの基本的な考え方には、なにより外交、政治、経済、社会といった各分野におきまして根本的な改造を行なうといたします。

とくに経済におきましては、なにより経済を計画化することあります。金と権力が支配する弱肉強食の無計画、無政府的な資本主義経済にかわって、この資本主義の弊害を一掃し、国民の生活

と福祉を飛躍的にたかめるため、計画的に経済を運営することによって不況のない経済発展を行なうことあります。すなわち、人間より機械が大にされ、国民生活より生産が第一とされる経済のしくみを改め、資金と資源、人間の労働力が、国民のしあわせと生活の向上のために投入され、

むだな二重投資や資金の浪費をなくし、効果的に高い生産を行ない、それをすべての国民に配分し、生産と消費のバランスを調整するということあります。この経済計画のもとで資金を規制し、生産計画と資金計画が一体となつて一部の強い独占資本家が国の経済を思いのままにくい物にすることは禁止され、その反面、弱い層はひき上げられます。また生産計画と一体の資金計画が実行されますのでインフレはなくなり、生産が上がるにつれて物価は次第にひき下げられるのであります。

以上の社会党政権の経済政策の柱を申しあげたのですが、それでは、社会党政権は、いま国民が苦しんでいる諸問題をどのように解決しようとしているか、という問題であります。

社会党政権の今日、当面しております重要課題は、平和と国民生活を破壊するインフレ政策を根本的に転換し、国民生活の安定を土台とした経済の発展を実現することあります。昭和四十二年度の予算編成にあたり、自民党政府は、景気過熱含みの経済情勢を無視して、昨年度を上まわる国債を発行して財政を膨張させ、相変わらず大企業優

糖、肥料、農薬などは国家管理にする必要があります。

さらに貿易面におきましては、アメリカ依存の貿易体制を打破して、アメリカや中ソ、アジアの三大市場を柱とする貿易構造にかえていく必要があります。

また、国土の改造計画を推進し、産業と人口の再配置、都市と農村の格差を効果的に解消する必要があります。とりわけ、過密、過疎問題と真剣に取り組み、高度成長が招いた住宅、交通、公害等における国民生活の不安を解消する対策をとるとともに、農林漁業の危機に対する適切な措置をとり、地域間不均衡を是正しなければなりません。

このような計画経済の下でこそ安定した高い成長を実現することができ、国民生活と福祉を向上できると信ずるものであります。

以上、社会党政権の経済政策の柱を申しあげたのですが、それでは、社会党政権は、いま国民が苦しんでいる諸問題をどのように解決しようとしているか、という問題であります。

社会党政権の今日、当面しております重要課題は、平和と国民生活を破壊するインフレ政策を根本的に転換し、国民生活の安定を土台とした経済の発展を実現することあります。昭和四十二年度の予算編成にあたり、自民党政府は、景気過熱含みの経済情勢を無視して、昨年度を上まわる国債を発行して財政を膨張させ、相変わらず大企業優

先の景気刺激策を続け、国民の緊急な最低要求す

ら取りあげようとしたのがあります。その

結果は、本年度予算編成にあたってわが党が指摘

したとおり、いまや重大な「物価危機」を招くと

ともに、深刻な「財政危機」に直面しているので

あります。したがって、今日いわれております財

政硬直化の問題は、自民党政の、公債政策の行

き詰りと物価政策の破たんが、唯一の出口を財政

に求めたために、長きにわたる放慢財政の積弊で

ある財政硬直化の壁に真向から衝突したという経

済財政にわたるきわめて基本的かつ高度に政治的

な問題なのであります。しかるに自民党政は、

その責任を放棄し、財政硬直化を理由とした泥縄

式の応急措置で地方財政や国民大衆に負担を転嫁

しようとして、いわゆる所得政策を導入しようとする方向を打ちだしたのであります。

社会党政においては、このような社会の正義と国民の利益に反する経済財政政策を拒否いたします。

われわれの取るうとする方向は、第一に、国民生活安定の基礎である物価の安定に全力をあげ、当面、すべての物価値上げのきつかけを作つて、公共料金の値上げを抑制し、物価安定法の制定を中心として根本的な施策を実施いたします。

第二に、賃金の引き上げ、社会保障の拡充、農水産物価格支持によって所得の不均衡を是正し、大衆には減税、大企業や高額資産所得には租税特別措置を廃止するなど税負担の不公平をなくいた

します。

第三には、中小企業の需要と仕事の確保、地方財政のテコ入れによる底上げを推進し、都市問題の解決とともに産業と地域格差の是正をはかり、底辺経済の強化を実行いたします。

第四には、アメリカ依存の貿易構造を転換し、アメリカ、中ソ、東南アジアの三大市場を中心に貿易規模を拡大発展させ、とくに中国貿易を飛躍的に拡大させるために障害となつてゐる悪条件を排除することになります。

第五には、内閣に強力な権限をもつ資金計画委員会を設置し、強力な資金規制を行ない、金融の計画化と資金の有効利用をはかります。

以上のような経済財政政策の根本転換を行なうことにより日本経済の体質は大きくかわり、安定した発展の軌道にのることができるのであります。インフレと物価高は抑制され、消費者物価は安定するのであります。

こうした国民経済の基盤のうえに編成される財政は、大資本、大企業の利益に奉仕する予算ではなく、いかにして国民の福祉に直結した予算に構造的に編成替えをしていくかを目的としたものであります。

として国債の発行は、三年間程度で全廃するよう計画的に削減いたします。

しかもその支出面においては、大資本奉仕の公共事業費に防衛関係費など予算に無駄がないよう徹底的に洗い直され、農林漁業、中小企業、社会保障、文教、住宅など民生安定と格差解消に重点的にありむけられるのでありますから質的には自民党政の予算と決定的に違つてゐるのであります。

社会主義財政の収入は過渡的には、大資本、高額所得者からの租税収入に主なる財源を求めておりますが、社会主義経済の発展につれて、次第に社会主義的国有、国営企業からの収入によつてかわられ、赤字公債発行の必要は断じて生じないことをお約束いたしました。

以上、経済財政政策の基本的態度についてご説明申しあげましたが、これに基づく具体的方策につきましては、この国民議会の質疑を通じて国民の皆さまにご納得がいただけるよう明らかにいたしたいと思います。

したがつて、この国民議会の質疑を通じて国民の皆さまにご納得がいただけるよう明らかにいた

北陸開発政策要綱

一、北陸開発政策の基本方針

わが党の地域開発政策の基本は、地域間における経済力格差、人口・産業・文化の大都市への過度中にともなう様々の弊害、他方では後進地域における公共施設等の立ちおくれを、(1)工業を中心とする産業の計画的再配置、(2)国内資源の開発と都市農村の再建設、(3)国・都道府県・市町村の事務及び財源の再配分を前提とした地方自治制度の改革によって是正し、各地域住民の生活と福祉の向上をはかることがある。そのために、中央に国土開発省を設け、現在のばらばらな開発行政を一本化し、国土総合開発の中で地域開発政策を推進する。地元には、総合開発協議会を設け各県の自主性を尊重し、各階層代表の積極的参加と国の強力な開発政策と結合した民主的な効率的運用をはかる。

この地域開発政策の方向にそつた、北陸開発政策の基本方針は、北陸三県それぞれの産業立地条件を総合的に計画的に活用する産業の適正配置、地場産業の振興、農業基盤の整備による農村の再建によって北陸地域の住民の暮らしをより豊かにし、みのりのある経済、政治、社会、文化を樹立することにある。長期的には、地場産業を基盤に

した近畿、中部経済圏との経済的な結びつきを強め、ソ連・中国・朝鮮との間の自主的な沿岸貿易の振興、シベリア開発と結びついた軽工業、重工業の発展によって豊かな活気のある自主的な経済構造をつくりあげようというものである。そのため、農業と織維工業が中心である福井県の現状を考慮して、次のような政策を基本骨格とした開発を推進する。

- (1) 農業基盤の整備を公共事業として国の経費で推進して農家所得の向上をはかるとともに、近海および遠洋漁業基地の整備による漁業の安定をはかる。
- (2) 北陸経済の基盤を強化するために大幅な公共投資によって住民の福祉向上と産業基盤の整備のための道路、鉄道、港湾、空港、通信網など北陸開発の動脈を整備する。
- (3) 対岸貿易の発展を軸とし、シベリア開発との結合によって、貿易港をつなぐ海岸線の整備開発、輸出産業の振興、輸入資源をもとにした重化学工業および地場産業の育成をすすめ、近畿、中部経済圏との結びつきを一層緊密化するなかで北陸産業構造を高度化する。
- (4) 北陸地方の資源開発は、大企業中心の開発方式を改め、豊かな水資源は住民の生活向上と産作および畑作物の生産を高める。同時に、未開

業発展のために確保し、総合的な開発方式を進めるとともに、国定公園、温泉などの観光資源を開発する。

二、農林水産業の基盤整備と再編成

(5) 教育、雇用、社会保障の充実は、北陸総合開發の実質的内容であり、自立的で均衡ある開発の発展にのみあって強力な施策をすすめる。とくに、農業技術指導の強化、技術開発研究機関の整備、技術職業教育の充実、住宅・生活環境の整備、自然災害および公害対策、医療および保育、養老施設などの整備と充実をはかる。

- 北陸はもともと農業地帯であったが、農業以外の産業もいちじるしく増えていく。こうしたことの産業に対する労働力の供給源となつたため兼業農家はいちじるしく増えている。こうしたことには、農業の經營や生産に大きな影響を与え、農耕の機械化が進んでいるとはいえ土地基盤整備がおくれ、農業技術、協同化、果樹野菜などの、適切な指導もないため農家經營は年々くるしくなっている。北陸漁業は、好漁場にめぐまれた沿岸漁業が主体であるが漁業就業者が老齢化し漁獲高も年々減少する一方である。農林漁業従事者の生活向上をはかるため次の重点施策を行なう。
- (1) 土地改良、水路などの土地基盤整備に属するものは、公共事業として国の経費で推進し、米作および畑作物の生産を高める。同時に、未開

発のまま残されている農用適地を開発し、経営の拡大をはかる。

(2) 米単作地帯である北陸三県の農業所得を高めるため、米の生産を高め、ソ菜、畜産、養鶏などの振興をはかる。

(3) 食管制度を維持するとともに、農畜産物の価格支持制度をもうけ同時に流通機構を整備するため、国・地方自治体の出資による流通センターを設置する。

(4) 農畜産の振興をはかるため、生産物輸送のため幹線道路はもとより、へき地の道路の新設、整備を行ない、農協を中心とした貯蔵施設を各地域に設けて集荷、輸送の近代化をはかる。

(5) 主要地域に農業機械ステーションを配置し、技術者をつけて安く農家に貸出し、大型機械や施設の共同利用を通じて自主的な共同化を育成し、農業土木技術導入とあいまって耕地の高度化をはかる。

(6) 林道事業、造林事業を推進して森林資源の保護、育成をすすめ、森林組合や林業組合の育成をはかる。

(7) 漁船漁業の振興をはかるため、漁港設置、魚介類のふ化放流など大規模な増殖事業を国の責任で行ない資源の増大に努めるとともに、日本海漁場の特性にかんがみ低利資金の導入により一トン未満漁船階層の五トン以上階層への上昇をすすめ、操業期間の延長をはかる。同時に、沖合漁場とくに深海における資源調査の強化、

漁場の拡大と新漁法の開発をすすめ、養殖可能な拡大をはかる。

米単作地帯である北陸三県の農業所得を高めるため、米の生産を高め、ソ菜、畜産、養鶏などの振興をはかる。

食管制度を維持するとともに、農畜産物の価格支持制度をもうけ同時に流通機構を整備するため、国・地方自治体の出資による流通センターを設置する。

三、北陸開発の動脈

道路、鉄道、港湾、空港、通信網の整備拡充

(1) 北陸経済の自主的発展の基礎を確立するため、道路、鉄道、港湾、空港、通信網を体系的に整備拡充し、住民の生活に役立つ開発計画を着実に推進する。

(2) 北陸縦貫自動車道の建設については、単に大量消費地への輸送の便のみを考慮するだけでなく、沿線地域における経済効率、とくに農村の近代化に資するような配慮がなされるべきである。そのため、縦貫道に連結する道路網を整備し、各種道路の国道への昇格、地方負担の軽減によって早急に改善する。さらに森林資源、観光資源開発のため奥地道を開発する。

(3) 港湾、漁港の整備は地域開発計画と一体となて推進し、輸送交通の高度化と効率化をはかるようとする。とくに、対ソ、朝鮮、中国貿易の拠点として、金沢、七尾、福井、敦賀、新湊等の港湾開発整備を促進し、荷役施設、倉庫、土地造成ならびに安全対策をすすめる。漁港については、沿岸、遠洋漁業基地として基盤整備をすすめる。また、空港は安全性を高めるため施

設面の整備をはかるとともに、通信網についても住民生活向上のために整備拡充する。

(3) 福井県内における嶺南嶺北の地域差を是正するため、主要幹線道路の整備拡充を進めるとともに、越美南北線の早期開通をはかり、北越観光資源の開発、中部経済圏との結びつきについて、住民の生活向上に資する。

四、地場産業の育成を基盤に雇用を安定し格差を解消する産業開発

北陸地方は、福井、石川両県の伝統的織維産業に代表されるように軽工業の比重が高く、しかも零細な規模のものが多い。雇用を安定させ生活の格差を解消するため、現在の大企業中心の産業誘致方式を転換し、北陸地方の資源と対岸貿易の振興を基礎とした重化学工業化を進め北陸産業経済の開発と発展をはかることが必要であるので、次の基本方向で産業開発を促進する。

（1）織維工業の構造改善の促進

(1) 設備の近代化、企業規模の適正化のための共同化、協業化、グループングなどのため、

产地の実情に即応した十ヵ年計画を立案し、

織維工業の構造改善を促進する。

(2) 近代化資金のうち、構造改善工業組合が行なう自己調達資金については中小企業政府系金融機関に特別融資枠をもうけ低利資金を確保する。また、転廃業については、設備譲渡所得に対する課税を大巾に軽減する。

(3) 共同化、協業化のための共同工場の設備について
は、長期低利融資と特別償却の優遇措

置を講ずる。

(4) 自動織機導入にともない技能労働者を確保するため技術教育を推進するとともに、福祉施設を充実して労働力を確保する。

(5) 構造改善の対象を染色整理業、メリヤス業、縫製業にも拡大し、二次加工業の付加価値生産性と資本設備率を拡大する。

(6) 繊維流通機構の合理化のため、三品取引所における不当な役機行為の規制、商慣習などについての商事部門、デパート部門の返品制度、止めガラ制度、手形期間の延長などの不当行為をやめさせる措置を構てる。

(7) 産地協同組合が親企業と下請代金、および下請代金支払期限等について対等に交渉でき、その社会的、経済的地位が守れるよう団結権、交渉権を保証する措置をとる。

(二)

(1) 北陸地方の中小企業、とくに福井経済を支える繊維、メガネフチ、中小鉄工発などの地場産業育成のため中小企業制度金融を大幅に拡充し経営の近代化をはかる。

(2) 中小企業の事業分野を拡大するため対岸貿易の振興をはかるとともに中小企業に官公需を大巾に確保する。

(3) 経営の近代化のため、専門化、共同化による規模の適正化、機械化を促進し、試験研

究機関の拡充などに援助措置をとる。

(4) 中小企業労働者の福祉厚生施設（住宅、共

同給食施設など）に長期低利の融資を行なつて充実し、労働力の確保につとめる。

(5) 資源開発と日ソ経済協力による重化学工業化の促進

(1) 沿岸貿易の振興のため、繊維工業の対ソ輸出組合をつくり輸出の振興をはかるとともに、繊維関連産業、木炭加工業、農畜産、水産食品工業、金属機械工業など輸入加工業、輸出産業の育成、開発すめる。

(2) 日ソ経済協力の進展にともない、北樺太の天然ガスの開発、ウドカン銅山の開発、石油ガスの貯蔵地、アンモニア及び尿素工場、銅製鍊所、石油精製工場、石油化業工場などの輸入など長期展望に立って、LPG液化石油ガスの貯蔵地、アンモニア及び尿素工場、石川、福井地区を結ぶ重化工業地帯を形成し、北陸経済の成長を促進する。

(3) 中部、近畿経済圏との提携により、敦賀、美浜の原子力発電（日本原子力発電、関西電力）の稼動にともなう豊富な電力を利用する工場誘致をすすめる。原子力発電にともなう安全性確保のため自治体および住民による監視機構を設置する。

五、生活環境の整備と教育、社会保障の強化

北陸地方の住民は、どんな人でも、どこに住んでいようと健康で文化的な生活が保障されなければならない。そのため生活環境の整備、豊かな文化教育を享受創造する施設制度の充実、社会保障の確立をはかつて住民すべてが北陸発展に積極的に参加しうるようにする。

(1) 既成市街地域の混亂と機能低下に対しても計画的な再開発と整備を公共住宅建設、老朽

住宅の不燃立体化、上下水道、し尿処理、街路樹、公園、歩道、横断道などの施設の重視によって促進する。住宅建設では勤労階層の住宅困窮の解消を最大目的に公営住宅を大量に建設するほか、貧困な一般住宅も良好な住宅に公的援助によって改修し、勤労独身者、老人、母子には専用の安心して生活できる住宅を建設する。また、地価安定を実現するため、公共機関が優先的に先買権を設定し、良好な住宅用地や生活環境用地を確保し、利潤追及の土地利用をきびしく規制する。

(2) 文教政策を民主的に刷新し、学校給食の無償による完全実施をはかり、都市と農村へき地の教育格差を、教職員の待遇改善・設備の充実によって解消する。また、北陸の総合的な発展を、金沢、福井、富山、各大学の相互に緊密な体系的整備と新講座、技術教育、職業補導施設の強化、共同研究などによって達成する。さらに社会教育の向上を、総合研究機関など総合施設の設置をはかるほか伝統

的方文化の育成をはかり、北陸地方相互の交流を促進するなかで北陸開発の創造的意欲をつくる。

(3) 地域住宅の健康管理を徹底し、予防に重点を置く体制を確立する。妊娠婦の健康診断を無料にするとともに、出産費も健康保険で完全保障し、牛乳および栄養食品を乳児にも無償配布する。医療制度を充実し公的病院を中心とする適正配置を行ない無医村部落をなくし、へき地には救急自動車を常置して緊急事態にそなえる。また、働く母親のた

め少なくとも一小学区一ヵ所の保育所を計画的に増設し公費負担による乳幼児から学童までの保育体制を確立する。養老、母子等をはじめ福祉施設の増設も推進する。

(4) 大気汚染・水質汚濁等の公害については国・地方自治体および企業の責任を明確化し、適正な環境基準を設定して住民を公害から守る措置をとらう。

(5) 河川対策に万全を期し、中小河川を含め災害防止対策を確立する。

低下と国際競争力強化のため高速化・連続化・自動化装置の開発による近代化に迫られていること。

(4) 國際的、国内的企業競争の中で、独占的企業は収益性を高めるため、いままでの糸売りから二次加工製品のチヨップ販売にのりだした。

織維産業構造改善についての基本政策

一、織維産業の直面する矛盾

織維産業はいま一つの歴史的な転換期にある。それは根本的には戦後の世界の政治経済情勢の変化とこれに対応していくための日本経済の転換が、輸出の各方面にわたり織維産業の一定の転換を要求していることに起因している。加えて、これへの長期的対応策が組織的なされていないことが今日の矛盾を一層深めている。織維産業が当面する諸矛盾は次の通りである。(国内的条件)

(1) 日本経済の重化学工業化の進展によつて輸出貿易構造上にしめる綿糸、絹織物、人絹、

スファ織物輸出の依存度が低下し、相対的に市場がせばまつたこと。

(2) 昭和三十年以降、化学織維産業の発展によつて、織維需要は全体として伸びながらも、天然織維消費が停滞し合成織維消費が伸びきたこと。そのため、いままで綿・絹・人絹糸を中心として成り立つてゐた紡績業・織布業とその流通構造を、新らたな消費需要に即応して再編成せざるをえなくなつてゐること。

(3) 戦前から、農村の若年婦人労働力と低賃金および混紡技術によつて発展してきた綿糸業は、後述する国際的条件の変化に加えて若年婦人労働力の不足に当面して、コストの

もたらしていること。

(5) 合成織維は、従来、天然織維のシェアを侵蝕して高度成長をとげてきたが、その需要分野もほぼ固つてきただ。したがつて合繊は、これまでのような年々數十%を超える高度成長が期待できず、貿易と資本の自由化をむかえて国際競争力の強化という課題に直面していること。

(国際的条件)

(6) 発展途上国における綿紡績業の発展と自給度の向上が、低賃金と低コストを背景として輸出市場における強力な競争相手となつて現われたこと。また、主なる輸出市場であるアメリカ・ヨーロッパ諸国でも国内産業保

護の立場から関税と輸入規制をもうけてい
る。

このため、日本の織維輸出市場はますます
狭くなってきたこと。

(7) こんご、発展途上国との市場競合をさけつ
つ織維輸出をのばすためには、合成織維製品
の輸出増大と高度な加工、デザインによる高
級二次製品輸出に力を尽さねばならないこ
と。

右の諸矛盾については、立法面での織維工
業設備臨時措置法（二十八年施行）、織維工
業設備等臨時措置法（三十九年施行）、行政
面での日本貿易振興会による経済多交、国際
織維会議、米国の対日製品輸入規制措置に対
する交渉、フリッピン・インドネシアに対する
生産賠償、経済発展途上国との現地合併
会社の設立など、それぞれの時点でのそれぞ
れの対応策が、政府、業界、企業段階におい
てとられてきた。

しかし、それはいずれも抜本的な解決策、

対応策ではなかつた。そのため、再び今日の
時点において、構造政策と近代化政策を推進
することの必要にせまられている。

この転換期を乗りきつて、織維産業が発展
していくためには、現在の私企業体制の下に
あつては基本的には企業の経営努力が必要だ
が、同時に長期的視野にたつ政府の指導が必
要である。

他面、どの製品をつくるために使用する糸
かによつて企業、生産設備、規模、生産分野
の調整をはかることに力を入れている。

日本品は、原糸の品質は高く価格も相対的
には安いのに、紳士服、婦人服地、シャツ等
製品にして輸出すると安物になつてゐる現実
を考えると、いたずらに原糸・織布コストの
低下にのみ織維産業政策の中心をおき、加
工、デザインの高級化による製品として付加
価値による収益に眼をむけようとしたのは
賢明ではない。

また、工場での生産原価に対し製品の小
売価格が倍以上になつてゐる現実に対し流通
コストの低減策をはかることが必要である。

(8) 欧米の織維製品需要動向からみると、布地
を裁断し縫製するという生産方法から、メリ
ヤス編機による製品化の傾向が強い。この点
からわが国でも、自動織機の導入について、
機械と編機の設備比率を検討することが必要
である。

(9) 織維産業の構造改善と近代化政策を、原糸
と織物の過程からみるだけでなく、視角をか
えて、メリヤス、縫製、染色加工の立場から
再編成していく觀点が必要である。発展途上
国との競合、収益性の向上などの点で高級二
次加工製品の生産と輸出が要請されていると
き、この視角から織維産業の再編成策を考え
ることは重要である。

二、織維産業構造改善についての
基本政策

織維産業の転換期をのりきるための主体は企
業であり、企業は自己の經營努力と、その責任
を回避するものであつてはならない。

政府の役割は転換の方向を示して、それに企
業が適応しやすい環境、必要な行政指導と財政
的措置をこうづることである。政府としては、
日本産業構造の重化学工業化と織維生産力の發
展との間のバランスある成長をはかること、織
維の需要についての内外の動向にもとづいて、
綿・化合織各原糸織布、二次加工生産の各業
種、製品間のバランスについて各企業の投資態
度を誘導すること、新製品の研究開発のための
保護助成、構造政策の促進を助成するための税
制と体制金融の措置などである。

国会は織維産業の正常な発展のため、以上の
諸政策が適切におこなわれるよう行政を監視す
べきである。

こうして企業、政府、国会が有機的に協力し
て織維産業の構造改善策を促進することが必要
である。

前記の立場にたつて、次の各項目につき十分な
配慮がなされるよう要望する。

(1) 過剰設備の廃棄

(2) 編紡績、綿、スフ織機の過剰設備の廃棄
については、政府は近代化の目標を示し企
業

業が適応し易いよう誘導すべきである。

スクラップ化の基準は、織維機械の耐用年数によることを原則とするが、中小企業については企業の実態を考慮すべきである。さらに、過剰設備処理と平行して新設される紡績の自動化・連続化、設備の更新について、昭和四十六年時点で再び大幅な設備過剰をきたさないようその設備量のスクラップ比率について十分に考慮すること。

(3) 過剰設備の買い上げのための資金は、基

本的には業界の自主努力と協調によつておこなうべきであるが、やむをえない場合、国家予算による補助は転廃業による部分のみ限定する。この補助は、機械数に応じ直接企業に対してもおこなうべきである。

(4) 構造対策の基準としての、紡績5万錐一織機千五百台は再検討し、原糸・織布段階でのコストだけでなく、染色整理・縫製・メリヤスなど製品化全過程を通した製品コストの低下によって国際競争力強化につとめること。

(2)

近代化対策

(1) 染色整理業、織布業、縫製業、メリヤス業について、その資本装備と加工技術を飛躍的に高めるため、近代化投資について大幅な体制金融措置を構ずること。また、これらの方より方およびその対策を検討

するため織維工業審議会に織布・染色・縫製・メリヤスの各部会等を設けること。

(4) 中小織維加工企業の近代化とともにならぬ合併、解散、買収などによつて生ずる譲渡所得、清算所得、合併差益に対しては非課税措置、一定期間の法人税の減免措置を講ずること。

とりわけ染色整理業においては、中小企業近代化促進法による資金の融通について特別措置をこうすること。

(5) 産地協同組合による共同機械施設に対して、財政投融資による長期低利の金融と特別償却の優遇措置を講ずること。

(6) とくに中小企業の新製品の研究開発ための保護助成、ならびに中小企業の中堅技術者養成のため、國および公立の織維試験研究機関に対して必要な助成措置をこうすること。

(3) 流通部門の合理化

(1) 織維製品流通機構の合理化を進め、流通コストのきりさげ措置を講ずること。

(2) 商慣習となつてゐる商事部門、デパート部門の返品制度、止めガラ制度、手形期間の延長など不当行為をやめさせる法的措置を講ずること。

(3) 三品取引所における不当な投機行為の規制措置をこうすること。

日韓保稅加工貿易

の業種のあり方およびその対策を検討

する影響が甚大なのでやめるべきである。現在契約中のものについては少なくとも契約条件の規制措置を講ずること。

(5) 労働問題対策

(1) 過剰設備の処理が雇用に与える重大な影響を考え、設備制限並びに転廃業を行なう場合当該企業の労使間で事前協議をおこなうこと。

とくに、転廃業については賃金、退職金など労働債権については優先的に取扱うこと。

(2) 企業間の公正な競争と労働力の確保の立場から全産業全国一律の法定最低賃金制の上に、織維産業の産業別最低賃金について業者団体と産業別労働組合との間の協定をもすこと。

(3) 家内労働法を制定すること。

(4) 過剰設備の処理と平行して紡績の自動化・連続化の新鋭設備の導入による生産力の増大は、昭和四十六年において再び大幅な過剰設備をもたらすものであつてはならないし、労働条件を悪化させるものであつてはならない。そのため、過剰設備処理と平行して、労働時間を当面週四十四時間制にし、昭和四十六年には週四十時間制に改めること。深夜労働に対する十分な対策を欠くこと。

予算闘争の展開に関する方針

(六七・九・二七)

日本社会党政政策審議会

政治の実態を国民の前に明らかにし、国民大衆の諸要求を、具体的に予算に盛りこませるとともに、国民の税金の無駄使いを排除するためには、まず、予算、決算の実態を、具体的に掘下げて調査、分析し、それを政府の予算編成および国会審議に反映させる必要がある。したがつて、予算闘争は、予算委員会の開会中だけであつてはならない。社会党は、予算闘争が、国民大衆の日常要求に基づいた政治闘争を深める具体的方途であるとの立場から、予算の徹底的調査、分析を基礎として、国民大衆の諸要求、諸闘争と組織的に結合する予算闘争を展開する。

一、(予算の調査、分析) 政策審議会を中心にして、予算の重点項目について、予算と決算を通ずる徹底的な調査、分析を行なう。とくに、予算の積算基礎(単価、員数等)、予算の運用の実態の分析と積極的に取り組む。これにより、予算の実態の究明を通じて独占支配の実態を明らかにするとともに、予算闘争を基礎づける。

二、(予算要求闘争の展開) 従来の予算要求闘争の欠陥を反省し、国民大衆の諸要求が、どう予算に組みこまれ、運用されているかの調査、分析にたつて、政府の予算編成の姿勢を追及する

とともに、予算要求の諸闘争に支えられた実効的な予算要求闘争を推進する。

とともに、予算闘争を、大衆要求に基づく諸闘争と密接に結合させ、それらの運動を発展させるため努力することが不可欠である。たとえば、住宅要求闘争、交通安全要求闘争、公害闘争、超過負担解消闘争、公営企業闘争、保育所設置闘争、身心障害者援護闘争、米価闘争等、現実に発生し、社会党の指導のもとに展開されている諸闘争を基礎づけ、それらを有機的に結合、強化することに留意する。

予算の調査、分析のための協議を行なう。
 (イ) そのため革新首長、労働組合、民主的諸団体の調査部門等との連携を強化し、協力をえて、予算調査、分析のための協議を行なう。
 (ロ) 当面、党の「総対話運動」、超過負担解消闘争、住宅請願闘争等と結合させ、秋闇および総評の「くらしと健康を守り明るい市町村をつくる国民大行動」等との連携を強化して、有効な予算要求運動を進める。

三、(予算分析の視点)

(ハ) 十月末までに、国民大衆の諸要求に基づく予算の重点項目に焦点をおいて、政府各省に、資料要求を行なう。

実のため、財政審議の制度、審議のあり方等根本的に再検討する必要がある。党としては歳入、歳出一体化の方向で改革をはかってゆく。

二、さしあたり、予算と決算の結合を重視し、政策審議会決算部会を中心に、決算委

員会審議のあり方、決算制度等について検討を行い、決算に対する取組みを強化する。

財政硬直化に対する政府の誤れる態度について

(六七・九・二七)

日本社会党政政策審議会

政府は、四三年度予算編成をひかえて財政硬直

化をとなえ、これを口実に地方交付税交付率を引下げ、地方財政を圧迫し、あるいは国民大衆に負担を転嫁することによって国民生活へしわよせし

圧迫しようとしている。このような政府の態度に對して、わが党はきびしく追及を行なつてゆく。
一、政府、大蔵省は財政硬直化に伴ない予算の伸びの九割が当然増経費であり、その中で地方交付税が最も大きいため、地方交付税率三二%を引下げようとしているが、硬直化を理由にこのような切下げを行なうことは不当である。國、

地方の事務再配分にもとづく財源の裏づけのない交付税切下げは地方財政の矛盾を一層深めるものであつて、現状においてはむしろ引上げるべきである。

一、財政硬直化の理由としてさらに、公務員給与のあり方、食管制度、医療制度などがあげられ、これの改革が指摘されているが、財源不足を理由としたこれら制度の改革が国民生活の圧迫につながることは必然であり、このような動

きは断じて容認できない。

一、財政硬直化の原因は、むしろ公債発行による財政の放慢化にあり、大企業奉仕の公共事業費の安易な膨張、防衛費増大による財政の軍事化によるものである。他方で財源対策として大衆減税がなおざりにされるばかりか、間接税増税がうちだされ、税の不公平拡大が意図される点を見逃すことはできない。インフレ財政を転換し、大企業、金持本位の税の優遇をやめ、負担の公平をはかることによつて財源の確保を

率的運用をはかるべきであるとともに、予算編成過程における利権とつながった与党、圧力団体のみにくい予算分取り合戦を根絶すべきである。

また、最近とくに、海外経済協力の名のもとに、多額の国民の税金が国会の承認をえずしてルーズにばらまかれていることは、明らかに財政法に違反し、まさに財政の硬直化をうながすものである。その政治的意図とあいまつて、今後もきびしく追及を続けてゆく。

財政硬直化を理由とする地方財政および 国民生活の圧迫に反対する申入れ

(四二・九・二八)

日本社会党政

政府は、四三年度予算編成をひかえて財政硬直化を口実に地方交付税交付率を引下げ、地方財政を圧迫し、あるいは国民大衆に負担を転嫁

はかるべきである。

一、三次防その他の長期計画の設定は、長期にわたり財政を拘束するものであるにも拘らず、一たん国会の承認をうるとその点検は不十分となり、安易な運用がなされ、予算単年度主義の原則がおかされている。公社、公団の濫設や多数の隠れ法人の存在など、予算内容を洗い直すことによつて予算の無駄使いをなくし、予算の効率的運用をはかるべきであるとともに、予算編成過程における利権とつながった与党、圧力団体のみにくい予算分取り合戦を根絶すべきである。

また、最近とくに、海外経済協力の名のもとに、多額の国民の税金が国会の承認をえずしてルーズにばらまかれていることは、明らかに財政法に違反し、まさに財政の硬直化をうながすものである。その政治的意図とあいまつて、今後もきびしく追及を続けてゆく。

することによつて国民生活へしわよせし圧迫しようとしている。このような政府の態度に対し、わが党は強く反対するものであり、政府の

財政運営及び予算編成に際して、とくに次の諸点を実施するよう申入れる。

一、政府、大蔵省は財政硬直化に伴ない地方交付税率三二%を引下げようとしているが、硬直化を理由にこのような切下げを行なうことは不当である。交付税切下げは地方財政の矛盾を一層深めるものであつて、現状においてはむしる引き上げるべきである。

一、財政硬直化に伴なう財源不足を打開するため

として、公務員給与のあり方、食管制度、医療制度などの改変がとりあげられているが、これは国民生活の圧迫につながることは必至であり、このような方向は改めるべきである。

一、財政硬直化の原因は、むしろ公債発行による財政の放慢化にあり、大企業奉仕の公共事業費の安い膨張、防衛費増大による財政の軍事化によるものである。しかるに、他方で財源対策として大衆減税がなおざりにされるばかりか、かえつて間接税増税がうちだされている。これは税の不公平を拡大するものであつて断じて容認できない。政府はインフレ財政を転換し、大企業、金持本位の税の優遇をやめ、負担の公平をはかることによつて財源の確保をはかるべきである。

一、第三次防衛計画その他の長期計画の設定は、長期にわたり財政を拘束するものであるにも拘らず、一たん国会の承認をうるとその点検は不十分となり、安い運用がなされ、予算単年度

主義の原則がおかされている。このような財政

右申入れる。

内閣総理大臣 佐藤 栄作 殿

大蔵大臣 水田 三喜男 殿

自治大臣 藤枝 泉介 殿

運営のあり方を厳しく反省するとともに公社、公団の濫設や多数の隠れ法人の存在など、予算内容を洗い直すことによつて予算の無駄使いをなくし、予算の効率的運用をはかるべきである。

「売上税」に対する党の態度について

(六七・一〇・三)

一、「売上税」創設に対する方針

最近「売上税」の創設が問題となり、各地において、中小企業団体、労働組合、消費者団体などから反対の声が高まり、物価値上げ反対運動とともに根強い運動に発展しようとしております。党は、

一、一般売上税の創設には断固反対する。
二、事業税への附加価値要素の導入については事実上の売上税の採用であり、税負担の不公平を強めることになる(大衆の負担増加を招く)。
三、企業基盤の弱い中小企業を圧迫し、労働者一般消費者へのしわよせが行なわれる危険が強い。

従つて、各県本部においては中小企業者のみなさま、労働組合、一般消費者を含めて幅広い反対運動をおこさなければなりません。

しかし、現段階においてはまだ売上税創設についてその理解が乏しいと思いますので「その経緯と問題点」(別項)を明らかにし、④中小企業

(1) 最近の動向 ①昭和四十三年度の予算編成にあたつて、税制改正問題が論議されていますが、最近、水田大蔵大臣が、財政の硬直化を口実とした財源対策として「一般売上税」の創設を提案したことから、急速に、売上税創設の問題がクローズアップされてきました。この提案は、九月八日から審議を再開した政府の税制調査会に対しても、とくに、水田大臣から、たばこ値上げ、酒税の引上げと並んで、強く、その検討が要請され、十二月の昭和四十三年度税制改正の答申に間にあつよう検討がはじめられました。これと対応し

て、全国知事会も事業税を合理化し、付加価値要素を導入するよう要請しています。

(注1) 五月十六日参院大蔵委員会で、水田蔵相から「間接税の比重を高めたい」と答弁され、五月十八日の衆院大蔵委員会においては「間接税の比重を高める方法として売上税が考えられてよい」と表明された。

(注2) 蔵相は六月三十日の税制調査会(東畠精一会長)に対し、税制改正に対する主要な審議項目を諮問したが、とくに間接税体系の整備の中で「一般売上税の問題」を取りあげ、強くその検討を要望している。

(注3) 全国知事会の要望「事業税について応益課税の原則に立脚し、付加価値要素導入し、その合理化をはかること。」

この売上税創設のねらいは、財政硬直化を図実として、財源を強化し、現行の法人税を大幅に軽減(ないし廃止)して、企業の体质改善を行ない、本格的な資本自由化段階をむかえて、企業の国際競争力を高めようとするものであり、さらには、独占大企業を擁護して軍事費の調達をはからうとするねらいをもつています。そのしわよせが、中小企業者や一般消費者、労働者におしつけられようとしているものであることは明らかです。

(2) 戦後日本における売上税の経過＝売上税(あるいは取引高税)の創設は、戦前から、税制改正のたびごとに取りあげられ、むしろ

問題にされなかつたことが、なかつたほどであります。これまでも、何回か、法律だけは作られたことがあります、実業界や労働者側の反対が強く、実施に至らないで推移してきました。

(注1) わが国の売上税については過去に三回その創設が問題となつてゐる。

第一回 昭和十二年馬場藏相時代に軍事費の調達をねらいとする税制改正案の中でとりあげられたが、政局不安のなかで議会提出に至らなかつた。

第二回 昭和二十三年の税制改正において、取引高税が創設されたが、悪評が高く、一年三カ月間実施された後、シャウプ勧告に基づいて廃止された。

その内容は「まず課税範囲は営業者が営業として行なう取引であると定められ、営業の種類としては物品販売業以下三十九業種

(注2) 先進国では現在フランス等で採用しており、また近くEEC(歐州共同市場)が共通の税金にしようとしている。採用している国々は、ドイツ、フランス、イタリア、オーストリア、アメリカ(州税)、ノルウェー、カナダ、ベルギー、ルクセンブルグ、オランダ、フィンランド、スイスであるがいずれも、不況時代の赤字財政対策として創設している。

第三回 昭和二十五年シャウプ勧告に基づき、事業税にかわり「付加価値税」として発足しましたが、財界の反対にあい、実施に至らない

(1) 売上税の性格と税制調査会の審議内容
「付加価値税の課税標準は、いわゆる付加

三、売上税の性格と税制調査会の審議内容

(1) 売上税の性格＝売上税は、低税率で広く課

税することにより、多額の税収を確保しうることが特色です。そのことは、とりもなおさず売上税が逆進的性格が強く、大衆課税となり、事実上、価格への転嫁が行なわれ、税負担の公平を阻害するものとなることです。

売上税の利点としてあげられているのは、
 ① 売上税は比較的低率で多額の収入をあげうるので、財政赤字対策として採りやすく、不況時にも安定した財源たりうる。
 ② 売上税の転嫁は、企業の大小よりも商品の種類、性格により左右されるので、免税点いかんでは、むしろ中小企業に有利となる。
 ③ 一般的にインフレ要因が強い経済情勢の場合では、消費が抑制され、需要が減退するので価格転嫁は困難となる。
 ④ 交際費や政治献金にも課税され、租税特別措置等の減免税も遮断される。
 ⑤ 応益課税の原則に立つた課税制度となる、などです。

しかし、これらの主張に対して、売上税の創設に対する根強い反対論があります。

① 企業は売上税を消費者に転嫁しようとして値段をつりあげ、物価上昇の原因となる。しかも、消費者に転嫁できない中小企業などは、その負担を、全部企業が引受けなければならぬ。② 赤字企業も税負担を義務づけられる。③ 消費者への課税転嫁によつて、相対的に低所得層の税負担が重くなり、公平な税制とはいえない。④ 付加価値税においても、

課税のしわよせにより、賃金の引上げを圧迫する。⑤ 経済が成長し、自然増収が見込まれるとき、新らたな税金をつくる必要はない、などです。

(2) 長期税制答申Ⅱこうした論議に対し、税制調査会は、四十一年十二月に提出した「長期税制のあり方についての中間答申」のなかで売上税の問題をとりあげ、「一般売上税の創設については、転嫁の問題を含めて、物価に対する影響、競争状況の不利な企業への圧迫等多くの問題点があり、他面現行消費税体系には個々の課税物件の消費の背後にある担税力に照応した税負担を課すことができるという利点があるので、当面一般売上税の創設は予定しないこととするのが適当である。」として、売上税の創設には反対の態度をとっています。

四、「売上税」論議の展望

(1) 「水田発言」のねらい——「水田発言」をたんなる個人的信条の被歴、ないしは「大臣放言」として聞き流してしまうことはできません。その真のねらいは、前述したとおり、将来の税構造を、現行の直接税中心の総合累進構造から、間接税中心の構造へと転嫁させ、大衆課税体系を強化することによって大企業の「成長税」としてとらえていることです。

しかし、これまでの経緯をみてもわかるように、売上税の創設は、各方面の強烈な反対に出会うことは必至であり、税制調査会においても実現は困難とみられていて、そこで、むしろ当面のねらいは、一方では、財政硬直化を口実として大衆減税の足切りを行なうとともに、たばこ、酒などの間接税増税を実現しようとしており、他方では、資本自由化を背景として、企業減税のための政策減税や輸出関連業界減税を合理化し、事業税に応益原則に立つた付加価値税の導入をはかるうとしていること見ることができます。

(2) 事業税を付加価値税に改革——税制調査会が昭和三十九年十二月に提出した「今後におけるわが国の社会、経済の進展に即応する基本的な租税制度のあり方」についての答申のなかで、事業税の課税標準については、「一定の経過的措置、個人および中小法人への適用は今後の検討をまつこと」とし、加算法による付加価値額によることが適当であるとし、「現行事業税の実態との関連等を考慮するならば、(1)所得金額と加算法による付加価値額とを併用する方法、(2)所得金額に代えて加算法による付加価値額を課税標準とし、……おの二分の一を目途として、今後具体的な検討を進めることが適当である」と付加価値要素導入を示唆しました。

引続いて、四十一年十二月の長期税制中間

答申においても「行政サービスに必要な経費を分担すべきであるから、事業の規模ないし収益活動を通じて実現される担税力を測定することのできる基準を課税標準として定めることが望ましい。したがって、現行の所得金額のほかに加算法による付加価値要素を導入することが適当であると考えられる。しかし個人については、記帳能力乏しく、企業ばかりで、酒税の引上げと並んで、地方税の都道府県税である事業税に付加価値要素が導入される方向は、極めて濃厚であるといわなければなりません。

(3) 展望——このような事情から、間接税ではたばこ、酒税の引上げと並んで、地方税の都道府県税である事業税に付加価値要素が導入される方向は、極めて濃厚であるといわなければなりません。

政府の緊急景気対策批判

(六七・九・二)

日本社会党政審議会会長談話

一、景気過熱と政府の責任
政府 日銀は、民間大企業の設備投資を主導力とする急速な景気の過熱、国際収支の悪化に

対処するため景気総合対策を決め、日銀は九月

一日から公定歩合の一厘引き上げ、窓口規制の強化を実施し政府は、中央二、〇〇〇億円、地方一、〇〇〇億円、合計三、〇〇〇億円の公共投資の繰りを行なうことを決めた。こうした事態になることは、すでに昭和四十二年度予算審議時において予想されていたことである。

すなわち、政府は、昭和四十二年度予算編成に当たり、鉱工業生産の伸び率を一四%と見込んで、新年度予算実施期に入つて四〇六月の実績は毎月二〇%程度の伸びをしめし、民間設備

投資も政府見通しの一四・八%をはるかに上回り二五%程度の伸びが予想されるにいたつた。

しかも、四十二年度予算の規模は、政府の中立予算というかけ声にもかかわらず、実際は一般

会計、特別会計、財政投融资計画、地方財政計画の純計において、前年度の一四・五%の伸び率に対し、四十二年度一六・七%の膨張となっている。その上、昨年度より七〇〇億円増の八、〇〇〇億円の国債を発行することになり、景気を一層刺激する要因を作つた。

この結果、政府の経済見通しは大きく狂い、輸出の伸びなやみの中で輸入は一層高まり、国際収支は、このまま放置するならば、年度間の赤字は大蔵省推計の五〇六億ドルをオーバーす

ところが、政府・日銀は、国際収支は赤字であつても外貨準備が減少しないかぎり心配ないという楽観的なキャンペーンを行ない、対策を怠つてきた。このため、大企業に残つていた設備投資に対する多少の自歯氣運さえも失なわしめ、設備拡張競争、景気過熱に拍車をかけるにいたつた。この結果、七月末に国債、政保債合計一、二〇〇億円の減額、都銀に対する窓口規制強化等の景気抑制策がとられたが実効なく、つづいて今回、財政金融政策の大転換を行なわざるをえなくなつたのである。

今回の引き締め政策は、景気対策としてはすでに手おくれであるといわねばならない。政府は経済見通しの誤りと対策の立ちおくれに対し重大な責任を負わねばならない。

二、政府の景気政策批判

今回の財政金融面からの引き締め政策は、景気過熱の最大の原因である民間大企業の設備投資抑制には直接つながらず、かえつて中小企業にそのシワ寄せが強まるだけである。景気上昇期でさえ減少しなかつた中小企業の倒産は、この影響をうけさらに増大する危険がある。さらに、財政面からの支出削減による景気抑制策も国民生活の圧迫につながるだけで、同じく大企業の設備投資抑制策とはならないであろう。

なぜなら、大企業は国債発行による資金の流れの変化によりすでに手元流動性を高めており、それを取りくずすことによつて投資をつづ

けることが可能になっているからである。

さらに、もし鉱工業生産の伸びを当初見通しの一四%に抑えることを目標として、財政金融面から強力な引き締めを行なうことになれば、

国内経済はデフレ恐慌となつて非常な混乱を生ずることになる。したがつて現時点では、政府は経済運営の前提である経済成長率、鉱工業生産の伸び率および国際収支の赤字幅をどの程度におさえるか（たとえば鉱工業生産の伸び率一六・七%）を明確にして経済見通しの改訂を行ない、不安な状態がつづくことにはまづストップをかけるべきである。

三、景気対策の方向

景気対策の基本としては、民間大企業の無秩序な設備投資を抑制することに最大のねらいがおかれてはならない。

このため財政面からの景気対策として大企業の今後一年間の投資基準をもうけて、それを越える投資に対しては課税対象とするたとえば近代化・合理化投資に対する減価償却の租税特別措置の即時停止などの措置を早急にとるべきである。

金融面からの対策としても、中小企業金融を圧迫することなく、大企業の過当投資の調整に効果あるような措置をとるべきである。

こうした措置によつて効果なき場合は、投資の計画化のため重要産業の公有化、社会化を行なわざるをえないであろう。

さらに、新憲法下の財政法では、実行予算制度は認められていないので、巨額の繰り延べを行なう場合には修正予算を組んで国会の承認を

うけなければならない。そうでないかぎり財政法違反をおかすことになる。

西日本干害対策要綱

日本社会党災害対策本部
西日本干害対策特別委員会

西日本各地は七十数年来の干ばつに見舞われ、水稲、果樹を中心とする被害は実に一千億円に達し、被災農民の生活と経営は重大な危機に立ち至つている。

二、応急対策 (別項)

よつて政府は、速かに従来の措置をこえた応急対策に万全を期するとともに農業基盤を安定する

(2) 溝池対策を緊急に立法化し、実施するこ

と。

抜本的恒久対策を講ずべきである。

一、恒久対策 (1) 抽本的な水利対策を確立すること。

天水、溜池地域、畑地、樹園地等の水利調整ダム等の水源開発を推進するとともに、河川の利用は農村集落発生の事情にかんがみ農業用水を最優先とする基本方針を確立するこ

(1) 果樹園等を水田同様取扱うこと。
(2) 救農土木事業を即時実施すること。
被災農民の生活逼迫にかんがみ、干害応急措置を講ずること。
恒久対策事業および老朽溜池補修、干害排水事業を中心として即時実施すること。

小規模ため池整備事業に関する

緊急措置法案大綱（社会党案）

（四二・一〇・九）

この法律は、小規模ため池整備事業を緊急か

つ計画的に実施することにより、干ばつによる農作物の被害を防止するために必要な農業用水を確保し、もつて農業経営の安定に資することを目的とすること。

第二 小規模ため池整備事業

この法律において「小規模ため池整備事業」とは、都道府県が実施する農用地のかんがいを目的とする政令で定める（千トン以上）小規模なため池（承水路を含む。）の新設及びかさ上げ等変更に関する事業をいうものとすること。

第三 小規模ため池整備事業三箇年計画

1 都道府県知事は、干ばつによる農作物の被害を防止するため、緊急に小規模なため池の整備を必要とする地域において、昭和四十三年度の三箇年間において実施すべき小規模ため池整備事業に関する計画（以下「小規模ため池整備事業三箇年計画」という。）を作成し、これを農林大臣に提出し、その承認を受けなければならないものとすること。

2 小規模ため池整備事業三箇年計画には、当該計画の実施に要する経費の分担（国四分の一、都道府県四分の一、市町村受益者四分の一）に関する事項についても定めるものとすること。

3 都道府県知事は、小規模ため池整備事業三箇年計画を作成するには、あらかじめ関係市町村長、関係農業団体等の意見をきかなければならぬものとすること。

4 前三項の規定は、小規模ため池整備事業三箇年計画の変更について準用すること。

第四 国の補助
国は、都道府県に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、第三第一項

第五 施行期日
この法律は、公布の日から施行するものとする」と。

昭和四十二年七月以降の干ばつによる災害対策に関する件

（参考資料・衆議院災害対策特別委員会決議）

本年七月下旬以降九州全域並びに四国及び中国地方の一部に七十年ぶりといわれる激甚なる干害が発生した。

このため、被災農家はもとより、県、市町村及び農業関係諸団体等は、あげて干害応急対策事業の推進に万全を期しているのであるが、農作物の被害額は九百億円を超え、なお日増しに増加の一途をたどり、これに要した応急対策事業費も又莫大な額にのぼっている。

よって政府は、この激甚なる干害に対処するため、被災地域の実態を適確に把握し、従前の例に捉われることなく、左記事項についての特別の措

置を講ずべきである。

一、干害応急対策事業については、激甚災害として、高率国庫助成の措置を講ずるとともに、一

事業三箇年計画の実施に要する経費の二分の一を補助するものとする」と。

二、松くい虫、コブノメイカ等虫害撲滅推進対策並びに次期作用の種子講入費に対して助成措置を講ずること。

六、松くい虫、コブノメイカ等虫害撲滅推進対策に要する予算措置を図るとともに、立木に対す

る害虫駆除予算枠の拡大を図ること。

七、粗飼料の不足に対処し、冬期飼料について特段の措置を講ずること。

八、自作農維持資金及び開拓者災害資金の貸付枠限度額の引上げ及び貸付枠の拡大を図ること。

九、被災県及び市町村に対する特別交付税の増額措置を講ずること。

十、溜池に関する国庫助成の採択基準を引下げるとともに、当面、被災農民に対して現金収入の道を開くため、溜池の補修、浚渫及び嵩上げ事

道を開くため、溜池の補修、浚渫及び嵩上げ事

利施設の建設とかんがいに対する抜本的な水利対策を確立し、強力に推進すること。

右決議する。

昭和四十二年十月七日

業を早急に実施するよう措置すること。

十一、非補助干害恒久対策事業を早急に実施するため、現行三分五厘資金の融資枠を大幅に拡大すること。

十二、常襲干ばつ地帯の水源の開発調査を早急に実施するとともに、水利調整ダムなど大規模水

道を開くため、溜池の補修、浚渫及び嵩上げ事

利施設の建設とかんがいに対する抜本的な水利

対策を確立し、強力に推進すること。

右申入れる。

内閣総理大臣

佐藤栄作殿

富山県イタイイタイ病の原因究明と被害者救済に関する申入れ

(四二・一〇・一三)

日本社会党

わが党は先般「日本社会党イタイイタイ病調査団」を派遣したが、その現地調査の結果、本病の主因はカドミウムであることを確認するとともに、

中央・地方を通じて更に原因の徹底的究明と被害者救済に全力をつくすべきであるとの結論に達した。

「イタイイタイ病」は富山県の婦中町を中心として発生し、戦後二百数十名の患者と百余名の死者を出したといわれ、現在においてもなお多数の患者が呻吟している状態にある。従つて、この悲惨な病気が十分な救済のないまま放置され、原因

も確定しない状態におかれていることは政治的にも社会的にも許されないことであり、政府の責任は極めて重大である。

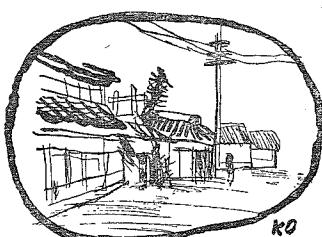
よって、政府はイタイイタイ病の抜本的対策を図るため、左記の通り適切な行政上、財政上の措置を速やかにとるべきである。

一、国は強力なる調査研究体制をとつて、イタイイタイ病の原因に関する結論を速やかに出すべきである。

二、国は被害者救済のため必要な財政上の措置を

講ずるとともに、県、関係市町村に対する適切な指導を行なうこと。

三、イタイイタイ病絶滅のため、現地住民の強く要望している当面の対策（上水道の新設、土壤改良、神岡鉱山廃水の厳格なる管理等）について所要の措置を講ずること。



参考資料

分りやすい予算にするための問題点

(予算問題ヒヤリング要旨——一〇・一四)

国学院大学教授 正木千冬氏

一、財政法第二八条の予算添付書類について

政府が予算を国会の審議に附するにあたり、審議の参考書類として予算に添付することを要請している規定が財政法第二八条である。この規定に従って、現在どのような提出状態になっているが、現行のままで果して有効な予算の審議ができるか否かを検討してみたい。

① 岁入予算明細書

② 予定経費要求書

④ 繰越明許は項目をあげていただけで金額をあげていないのは不親切。(例、建設省)

⑤ 繰越明許は項目をあげていただけで金額をあげていないのは不親切。(例、建設省)

⑦ 政府関係法人(日銀他一六)の財務状況:

⑧ 国庫債務負担行為調書:...数会計年度にわ

③ 前前年度歳入歳出決算の純計は総額のみでは意味がない。前年度決算見込ほどの程度正確か。一般会計の純計は無意味で雑然としている。

④ 前年度国庫の状況:...国庫とは政府預金の現在高である。民間の場合と違つて、決算と予算の計算の仕方が違うので両者のつながり方がわからず使い途がない。

⑤ 国庫借入金状況:...一般会計の区分がない償還表がついているが借りかえの実績がない

⑥ 国有財産見込:...国有財産が限定されたものであり、分類が雑で財政活動の結果があらわれていない。金融資産の変化まで反映されるべきである。

⑦ 政府関係法人(日銀他一六)の財務状況:

⑧ 国庫債務負担行為調書:...数会計年度にわ

たるもののが不明。事業年度、進行状況等の調書が欠けている。(契約高、残額を数会計度にわたって)。

⑨ 繼続費状況:...不親切である。

⑩ その他事項:...予算の説明、租税印紙収入の説明、経済運営の態度と経済見通しなど。

① 予算の説明:...特別会計四五のうち二五だけしか説明がない。財投計画は損益勘定と資産負債表がない。主要法人の事業計画、資金計画をつけるべきである。

以上のように一応多くの資料がでているが不明のもの、もれている法人があるなど不備な点が多い。

二、分りやすい予算のあり方

① 予算は所管別執行責任を明らかにすることを第一義とする。

② 公団、事業団、基金等の予算責任をどうするか。

③ 財投計画の定義はあいまいで提出も義務づけられていない——執行責任もあいまい。

④ 地方財政計画、地方債計画:...最近、補正予算が出ても、地方財政計画の改訂をしない。実際(決算)と計画が離れすぎている。

⑤ 金額予算と事業計画

最近の財政は消費財政より、事業予算の性格が強まり、事業遂行の責任とその効率的予算使用とをはつきりさせなければならない。

事業計画は大半が長期計画であるにも拘らず完成年度、進捗度等の資料は要求しなければでこない。長期計画の性格をはつきりさせるべきである。

(6) 国営企業関係の特別会計

赤字、黒字を明らかにさせることが必要。

(7) 既定経費と新規経費、増加経費を予算書の中で表示させる。

(8) 新規経費

事業規模拡大の増加経費には項目の所で一目で分る表示様式がよいのではないか。（フランスの予算は新規経費だけを主として審議する財政法になつてゐる）。

財政計画表

戦前は十年の計画表があつた。最低五年の才出計画表を義務的に作らせる。当然減は減らし当然増を入れた最低見通しとこれに対応した歳入見通し、（変動要因はそれほど多くない）をつける。

今のは大まかで専ら財政統制の見地から作られた形式的区分にすぎない。国民経済計算に合致するよう項目までコードナンバーをつけておけば予算と決算が結びつき、組みなおしができる。一般会計、特別会計とも同じ。

合理的予算結合のための体系を作るべきである。経費についてまず経常勘定と資本勘定に分ける。会計は一般行政的会計、企業的会計、金融会計の三つのカテゴリーに分ける（国連方式を頭において）

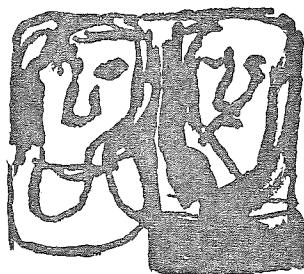
④ 特別会計、政府関係機関については特別

会計法、政府関係機関法の制定が必要。特別会計……機能別体系をきめ。機能に応じた標準会計様式（歳入、歳出の）をとり入れる。政府関係機関……どの範囲まで予算に入るか。過去三年の事業計画、資金計画を出させる。

⑤ 財政活動の結果、政府の総資産、負債がどう変化しているか……フローは分るが期末のストックの変化（バランスシート）は

分らない。国有財産調査、国富調査をどう結びつけるか。五年に一度は財政のバランスシートを作るべきである。

（文責・政審事務局）



(一九頁からつづく)

いた紡績の三交替制採用には絶対反対である。

(6) 産地協同組合が労働対策として行なう共

同宿舎、住宅の建設、給食センター、共同

托児所の建設に対するは、厚生年金の還元

融資等によつて国および地方公共団体は積極的に援助する措置を講ずること。

(7) 中小下請織維企業対策

(8) 産地協同組合が、親企業と下請代金及び下請代金支払期限、納入期限等について対等に交渉でき、その社会的地位と経済的地位が守られるよう團結権、交渉権を保証する法的措置を考慮すること。

(9) 織維中小企業対策としての近代化、共同化、専門化、組織化、振興および助成に関しての基本政策樹立のために、織維雑貨局内に中小織維企業担当部門をもうちけること。

(7) 織維工業審議会の義務

織維工業審議会は年一回、織維産業の現状報告、長・短期の需給予測、設備能力と投資資金配分計画案を策定し、国会に報告することを義務づける。

日本経済をめぐる諸問題

—国際経済との関連で—

(政審・財政金融政策委員会ヒヤリング)

日本経済研究
センター理事長

大来佐武郎氏

一、何のための経済成長か

日本経済は、過去において高度成長を続けて、
経済企画庁でたてた計画よりずっと実績が上回つ
てきた。私もやや樂観的な立場をとつてきただが、
将来について考へても国際的にみて、まだしばら
くの間高度成長の条件があると思う。

今年の六月、モスクワの第二回日ソ経済合同委
員会の際、前にヴァルカのいた世界経済研究所の
次長のメンシコフに、イギリス労働党の大藏省顧
問をやつてゐるカルドアが、イギリスの経済成長
率はなぜ低いかというパンフレットをわたし、私
が日本の経済成長率はなぜ高いかというとメンシ
コフはえらく喜んだ。ただ、カルジア氏はあと
で、イギリス人も日本人ほど生活を犠牲にして一
生懸命働けば高度成長出来る、しかし what for
—何のためのかーといつていて。そういうわれ
ばそうである。最近、日本経済センターで未来学
国際会議が開かれたが、ゲイバーという学者が高
度成長というのは人間の長い歴史からみれば、一
種の過渡的な異常現象とみた方がいい、やがて人

間が成長をいわぬ時がくるといつていて。たしかに考へてみると高度成長をいいだしたのは人間
社会で第二次大戦後であり、それ以前も成長はあ
つたわけだが、あまり質的に考えられていないなか
た。実はこの前ごく簡単に、この十年で倍増、年
で七・二%の成長率が一世紀続いたら、経済規模
はどの位になるかを計算してみたら一、〇二八倍
になる。G.N.P.や国民所得が千倍になると考へる
と、そういう経済の消費は一軒に自動車十台も持
たないとどうなるかという気がする。おそらく七
・二%とか一〇%とかが長期にわたることはなか
ろう。ここ二〇年とか三〇年とか、人間社会にお
いて急激に経済が成長する時期があつて、そのあ
とは定状態、あるいは人間社会の価値が経済成
長という物さしではかるのが適当でない社会に変
つてゆくのかもしれない。

日本の高度成長からイギリスの低度成長をみ
て、イギリスはだめだという人も多いが、しかし
よく考えてみると、何のための高度成長かは時々
ふり返つてみると必要がある。しかし、日本のよう
な経済水準、ことに低開発国にとつては経済成長

は死活的な問題であり、生産がふえるかふえない
かによつて餓死線上の人が助かるか助からない
か、よりベターな生活が出来るかどうか決定的な
要素になるので、貧窮な経済にとつて経済成長は
達成する価値のあるものだと思う。ただ経済成長、
とくに物的生産は社会の所得が上がるについて
限界効用が低下し、より多くの生産、より大きな
経済の、人間社会にとつての重要性、効用が段々
低下する。一軒に一台の自動車を持つまでは自動
車の限界動用は高いのに、二台、三台とあるに
ついて追加分の値うちは下つてゆく。日本ではま
だ一軒に一台にもなつていてない。ここしばらくは
やはり、ある程度の高度成長が物的欠乏を少しづ
つみたしてはいるがのぞましい。住宅、都市の再開発
の問題、その他物的生産力の裏づけの必要なこと
がまだ非常に多い。ただ敗戦後の経済を再建、
貧困のどん底から立直る過程とこれからとは違つ
てきてる。極端にいえば生産第一主義、生活は
二の次できたのが、今後は両者のバランスが次第
に生活面に移り、所得が上昇するにつれて社会的
関心がますます生活面、あるいは経済問題外の問
題に移ってきて、近頃、社会開発、地域開発、都
市問題など色々取り上げられるようになつてき
た。極端にいえば従来は、煙突の煙でも工場の廃
水でもたれ流した方がコストが安い、国際競争力
も強くなる、資本の蓄積も、経済成長もテンポが
上がるという考え方が通つてきた。それが次第に通
りにくくなつてはいるのもやはり生産と生活の関連

で、重点のおき方が変りつつある一つのケースである。

二、景気変動とその防止策

一方、経済それ自体の問題についても、今一つの課題はやはり景気変動の防止である。景気変動といつても戦前のような激しい失業とか不況・恐慌とかではなく、日本の場合でいえば過去において、低い年は成長率三・四%で、高い時は一四・五%に上るというような景気変動の幅を次第に小さくしてゆくことが政策として追求されている。各国ともその方向で既に芸の細かい景気調整策をとるようになってきている。その限りでは、経済現象についての知識が発達し、ある程度経済動向を予測して、その結果に基いて必要な政策の手をうつて、変動の波を小さくすることが可能になり、欧米諸国をみてもあまりはげしい景気の波はだんだんと影をひそめつつある。日本も将来は今までよりは、景気変動の幅が小さくなつてくるのでないか。

今回の景気調整も、予防的に比較的軽いブレーキをふんでその後のなりゆきを見るということであり、今のところは国際収支面では次第に改善にむかうというのが、短期的な予測である。将来景気変動を小さくするための政策手段の中味を、豊富にするということがだんだん重要な課題になつてくるとおもう。従来は、日銀の公定歩合、窓口規制あるいは財政の削減、繰延、あるいは繰上げで

調整がとられてきた。それ以前の段階では主として日銀、市中銀行の金融政策で調整するということであった。将来は景気調整で余り激しいショックは許されないし、同じ景気過熱といつても色々な原因があり、設備投資の増大とか財政の膨張とか、その型に応じて調整手段が必要になつてくる。民間企業の設備投資に原因がある場合でも、

従来なら銀行からの借入依存度が強く、銀行はまた日銀に対する依存度が強い。そこで窓口規制的なものが相当効果があつたが、民間企業が内部留保をふやし、自分の資金で設備投資を行なう場合には、金利政策だけでは効果が必ずしも充分でない。また金融面で国際化が進んでいると、対外的な金融政策、金利政策と対内的な金利政策との矛盾が生じる場合もある。対外的に国際收支均衡のため、例えは金利を引上げる必要がある、対内的には不況防止のため金利を下げる必要があり、この両方を同時に手をうたなければならぬ場合も出てくる。例のアメリカの利子平衡税は内外政策の背離を調整する点にあつた。同じ景気変動防止に日本でも、民間設備投資調整手段として租税制度を導入する方向がみえはじめているが、将来、直接設備投資のレベルを金利だけでなく、租税制度によってある程度左右する必要になつてきる。さらに、先に行けば、消費水準を景気変動の波と

することが必要になつてこよう。短期の景気変動については、日本の場合まだ、これから道具だけを細かくしてゆく必要がある。その意味では問題それ 자체としては大体、解決のメドがついてきている。過去と違つて景気変動、短期的な景気調整策が技術的な問題になつてきている面がある。

三、生活基盤強化と政策の役割

こうして景気変動がある程度ならされて、しかも長期的、国際的にやや高い成長が続くなれば問題は、得られる経済力を何に使うかが大きな選択の問題としてでてくる。例えは一〇%の成長を九%に下げる、その結果、一%の成長が低いため、それだけ投資が大きくななくてすむ、その投資分を社会資本への投資あるいは所得再分配とか、生産の成果をどうふりあげるかについて非常に大きな政策判断なり選択の問題が入つてくる。

先月の国際会議で、グレイバードというアメリカの歴史学者から日本の経済成長はめざましいが、成長した生産力を何に使うつもりなのか、外からみてよくわからないという意見がでた。たしかに高度成長は、成長自体が目的ではなく、あくまで手段であつて、得られた経済力を何に使うか、今後の日本の経済政策の中で考えなければならない問題である。

大きくみて、経済成長の成果を社会資本の充実にむけるにも産業基盤的なもの、交通通信的なもの、さらに生活環境的なものなどの分野があり、

その間の配分の問題、さらに直接に民間設備投資や生産力増強によりむける問題、それから直接消費の拡大、ことに個人消費を引上げるような行き方など色々な選択がある。日本経済は国際的にみて、社会消費、つまり生活環境の面が従来、あとまわしになっていた。これが極端になると直接に生産の能率に影響する面も出てくる。住宅水準が低ければ労働力の再生産も充分できない。通勤の混雑が疲労をまして仕事の能率に影響する。今一段階ではやはり、生活基盤投資的なものでしか費については、かなり豊富になってきたが、個人の家計ではどうにもならないバーリックないし、セミパブリックな面の充実がますます重要になってくる。地域開発とか都市問題に関係して感じることは、日本人の生活の中でマーケットメカニズムが働きにくく分野が遅れている。例えれば郊外の私鉄輸送力の増強、これはある程度採算に乗るが、立体交差となると非常にコストがかかる。企業収入にはそれほど大きくプラスにならないので取上げにくい。住宅問題をとっても、都市内の工場分散で移転敷地跡をだんだん再開発して住宅にするということが行なわれるようになってきた。だが専門家の話では、どうしても比較的便利な工場跡地の地価は、坪一〇万円位する。アパートを高層化しても、ある程度の隙間をあければ戸当たりの土地が約三〇坪位いる。すると地価だけ三百万円になる。これに例えば八%の金利をみると、それだけで月二万円になる。さらに建物の金利償却を含めた家賃になると、どう計算しても三万円以下ではひきあわなくなる。三万円では一般的の住宅のほしい市民の所得水準からみて、かりに家計費のうち住宅費負担を四分の一としても、一二万円の月収がなければ三万円の家賃は払えないとなると経済的な採算のある住宅の供給コストと一般のサラリーマン都市生活者の支払能力との間に相当大きなギャップがある。そこでこの大きな住宅難はなかなか解決しない。解決しようと思えば非常な郊外に出て、いって地価の安い所に住まなければならない。今のサプライコストと一般市民の支払能力との間にどうして橋をかけるか。マーケットメカニズム、独立採算面では問題は解決しない。そこに何らかの政策の介入の面がなければならない。

資金の供給に限度がある場合に、同じ金をある用途に使うことは他の用途を犠牲にすることである。資金の効率の低いことに使うことは、経済成長という面からみれば、マイナスの面がでてくる。日本の経済政策は従来、その意味では徹底していたといえる。資金が採算性の高く、回転の早いところに流れいくこと自体、高度成長の原因になってきた。反面社会的必要とどうしてもうまくマッチしない面が出ている。ある外国の学者から、一体東京にはゾーニング—土地利用の規制があるのかときかれ、またロンドン・エコノミス

トあたりでも、日本の高度成長が災害とか、非常事故の場合の危険性に対する保障を犠牲にして行なわれているではないかという指摘もある。現に東京に震災が起つた場合の危険について、消防庁がきいた専門家の話でも、昨年、東京都の委託で二十年後の東京という調査を経済センターでやつた時の議論でも、相当大きな危険性が残されている。ことに江東地区に危険が大きい。これはマーケット・メカニズムでこなせる問題ではなく、生命の危険の除去にもっと政策が向けられねば遅れるばかりである。ある程度成長率を下げる結果にはなつてもこの方面的政策体系が今非常に必要とされている。

四、経済発展と輸入依存度の上昇

次の問題は、日本経済の国際的関係についてである。技術的にみて、日本の経済がここまで成長し、大きくなってきたため、莫大な資源の輸入になってきた。これが従来の常識をはるかに越えるものになってきた。これは政治的、国際関係上の問題がある。六月のモスクワの第二回日ソ経済合同委員会で私は日本のエネルギー問題と経済計画という報告したが、その中で、現在日本全体のエネルギー消費の中で、輸入依存度が大体七〇%になつてきている。十年後にはこれが八〇%になり、三十年後には九〇%位になる見込みである。つまり二十年後国産エネルギーが一割で、石油の輸入は大体、年間四億六〇〇〇万トン位、これは今年の

通産省のエネルギー基本問題調査会のレポートの数字からみたわけである。会議のあとソ連側委員の一人がやってきてこの数字は間違いでないか我々のように大きな国でも今石油を二億六〇〇〇万トン位しか持っていない、日本の小さなソ連の倍の石油を使うとは考えられないといつてきたが、とにかく経済成長率をひかえめにしてエネルギー需要を計算するとそうなるのだから仕方がない。考えてみると確かに、非常に莫大なエネルギー資源を輸入に依存して日本の経済が成り立っている。石油の輸入はこの十年間に八倍にふえた。戦争前の日本の経済はエネルギー資源を考えてみると、六体九州、北海道の石炭と水力発電でまかなっていた。一部石油の輸入と製鉄用石炭の輸入で、海外輸入エネルギーの依存度は大体一割程度であった。戦後も昭和三十年ごろまではその程度だったが、高度成長の結果、工業生産も五倍位にふえ、経済規模も二倍半位、輸入全体も五倍位にふえている。過去は国内資源不足を一部輸入していたが、現在では輸入資源の上に成りたち、国内資源が一部それを補なうかたちで、あらゆる産業が加工産業になつていて、過去において、日本の綿紡績も殆ど綿花を外から買つていた。毛織紗も毛を外から買ってそれを加工して輸出する型だった。製鉄業はまさに典型加工産業になつていて、鉄鉱石の約九割、粘結炭の大部分も輸入している。石油化学工業も原料を輸入してい

る。国内経済の規模が非常に大きなものになり、工業が要求する原料の量は国内資源が生産できる量をはるかに越え、大部分の原料を輸入に依存している。

一体、こういう資源の輸入依存度の上昇を将来どう考えていいたらいいか。もちろんこれはGNPに対する輸入依存度の上昇には必ずしもならない。

つまり、国内では機械工業とか精密工業とか電子工業、あるいはサービス産業が発展して、それによる所得があえていくから、GNPや国民所得に対する輸入の割合はそれほど上っていない。しかし基礎的な資源、原料をとつてみるとどうしても日本経済は原料を世界中どこからでも支障なく供給されることを大前提として成り立っている。将来の成長もそれを前提にして成り立つていて、その意味で日本の経済を運営していくためには平和を必要とする体質になっている。日本自身が戦争に巻きこまれたら勿論、全然関係のないところで戦争が起つても今度の中近東のように、あの戦争が長びければ日本の工業の操短とか、自動車用のガソリン制限とかが必要になつたと思う。世界中のどこで戦争が起つても、日本の経済は打撃を受けるが、日本が戦争になつてからも、日本は、地理的にはアジアの中にあるが、日本の経済が生きているためには世界中の原料を輸入しなければならない。従来、経済外交というと輸出促進を中心

五、アジア諸国との分業関係の進展

第三に、日本の経済が従来比較的能力の高い労働力をもち、相対的にはまだ他の工業国に比べて賃金が低い、外国の技術、知識を入れて国内の労働力と経営で、製品は結構技術の親元にも輸出できる（トランジスターの例）というかたちで輸出をのばしてきた。最近次第に、労働集約的、人手依存度の高い工業製品は、韓国、台湾、香港、タイ、物によつてはインドで生産されるようになつた。将来、中共がどういう産業政策をとるか、もしも七億の労働力を利用して労働集約的な商品でも作るようになると、益々従来の雑貨、軽工業への競争が大きくなつてくる。最近、後進国の特徴問題がやかましくなつてきたが、日本の後進国とのつきあい上、労働集約的な生産物について、もし日本が特恵を与えることを拒否すれば、先進国の中で日本だけが後進国に一番人気が悪くなる。

農産物についてもほぼ同様な問題があるが、仮に水産物でも、韓国や台湾の漁船乗組員が日本の賃金の約三分の一ということになると、漁業も次第にそういう国々に移つてゆこう。日本で漁船の乗組員を探しだすのが大変になつてきた。半年も家

に考えられたが、これからの経済外交の一つの問題点は、やはり相手国と友交関係を通じて日本経済に必要な原材料をいかに円滑に入れていくかといった意味の経済外交というような見方と持つてある必要がある。

族の顔をみられないのは労働条件としてはきびしいから、国内労働力の不足になるのも当然である。現に日本の鮮魚輸入は非常にふえている。エビだけでも去年六〇〇〇万ドル輸入している。昨年は何十年来、はじめて日本の生糸の輸入が輸出を上まわった。つまり日本は生糸のネット・インボーラーに変った。生糸は農村に非常に低廉な余剰労働力があつて、それによつて行なわれてきた。結局賃金の違い、労働力の点からいって、かつて日本の蚕糸等がフランスやイタリーの蚕糸業を追い落したのと似たようなことが、現在日本で徐々に起りつつある。先日新聞でみたが、今年は日本の綿糸の輸入が輸出を上回り、何十年ぶりかで、日本は綿糸のネット・インボーラーになりそうだ。やはりこれは綿業あるいは繊維産業について労働力の豊富な国々に席を譲らなければならなくなる。かつて日本がランカーシャーを追い落したようなプロセスが、遂に日本の綿業、繊維産業についてもだんだん浸透してくると思われる。これは日本の十年前の輸出統計をみると、その当時、日本にとって重要な輸出であった。いわゆる労働集約的な商品が、次第に特恵を与えるか否かにかかわらず他の後進国に段々席を譲るようになる。特恵を与えれば、ややそのテンポが早まるわけである。大勢としては、これはとめることはできないし、それによってはじめて、後進国は自分の力で外貨をかせぐことが可能になるし、その外貨でまた自分の国で出来ない品物を買って経済の

発展を進められる。

こうした国際分業上の関係、特に近隣アジア諸国との分業関係からいって、日本の国内における低生産性部門を逐次縮少し、その労働力を高生産性部門に配置がえをしていくという課題が、今後の成長にともなつて非常に大きな問題になろう。

以上長期的に考えた場合第一に、社会資本、生活基盤、ことにマーケット・メカニズムにのらない面をどう手当していくか、第二には原料の輸入問題、第三は後進国との分業関係というようなことが大きな課題だと思う。それに対処していく政策体系が組立てられてゆかねばならない。現状を変えまいとすれば、結果的にはコストが高くなり、あるところまでは現状を変えないでしられるが、結局は川の流れが高いところから低いところへ流れるよう経済法則がやがて貫徹する。いろいろな政策は、こうした日本経済の実態的な基礎、条件の上に立つて考えられてゆく必要がある。その意味ではいろいろな変化を柔軟に受け入れていかざるえない。そして日本の経済を全般的に国際化してゆくことも避けがたいのである。

(文責・政審事務局)



「政策資料」を「月刊社会党」に合併

することについてのお知らせとお願い

長い間、皆様に御愛読いただいてまいりました「政策資料」は、本号をもちまして単独誌としての発行をとりやめ、社会党機関紙局より毎月発行しております「月刊社会党」に合併し、「月刊社会党」の昭和四三年一月号から、その中に政策資料の頁を設けて収録していくこととなりました。

この措置は、昨年の社会党党大会で、社会党の出版物は、機関紙局に発行を一元化していくという方針にもとづいて行なわれるもので、政策資料編集部としては、発行を機関紙局に移しても「政策資料」という単独誌の形での発行を希望したのであります。が、機関紙局の経営上その他の理由から、「月刊社会党」に合併することとなりました。

読者の皆様には、大へん御迷惑をかけすることと存じますが、内容的には、政策資料の頁については、従来通り政策審議会事務局内に政策資料編集部をおき、政策審議会で決定した社会党の政策はすべて収録していくこととなつておりますので、どうか今回の措置を御了承の上、今後は「月刊社会党」によつて御利用、御愛読下さいますようお願い申上げます。

月刊社会党の御申込みは下記の機関紙局にお願いいたします。なお、政策資料を前金で御予約の方々には、前金が切れる月まで「月刊社会党」を御送りいたしますので御了承下さい。前金切れの方は「月刊社会党」を新たに御購読下さるようお願いいたします。

編集部

月刊 社党会

日本社会党中央理論誌

特価

220円

1968年1号特大号—No. 129

1968年の課題

年頭にあたつて全党員に訴える=勝間田清一／'68年の日本経済を展望する=木村禧八郎／参院選と地域割選挙の課題=大柴滋夫／'68年春闘に課せられたもの=岡十万男／日本農業をとりまく国際環境=秦玄龍／<座談会>ロシア革命と日本の社会主义=向坂逸郎・成田知巳ほか／ソ連経済の現状=阿部勇／<新連載>アメリカ①(われわれにとつて)=袖井林二郎

政策資料=参議院選挙にむけての五大政綱(案) 参議院選挙政策ほか

発行所 日本社会党機関紙局
東京都千代田区永田町1-8-1

昭和42年12月10日発行 政策資料第106号
昭和38年8月31日第三種郵便物認可
毎月1回10日発行

政
策
資
料

第

二

編集人 政策資料編集委員会
印刷兼 発行人 北山 愛郎
発行所 日本社会党政策審議会
東京都千代田区永田町衆議院第一会館
電話 東京(531)5111 内線2222-3

定価100円 送料20円